



ご遺族の方へ

～各種手続きのご案内～

足立区

おくやみ相談窓口のご案内

○受付時間・場所について

受付時間

平日午前9時～午後4時

場 所

足立区役所 本庁舎南館1階
戸籍住民課

○ご予約について

予約受付時間

平日午前9時～午後4時

予約用電話番号

03-3880-0763

オンライン予約

右のQRコードでご参照ください



※当窓口を利用する日の3開庁日前までにご予約をお願いします。

※当窓口を利用せずに直接各担当窓口でお手続きしていただくことも可能です。



ご遺族の皆様へ

チェックリスト

ご家族が亡くなりましたことに、心からお悔やみを申し上げます。
当区ではご遺族の皆様が様々なお手続きを少しでもわかりやすく、スムーズに進められるよう『ご遺族の方へ』を作成しました。
また、足立区役所本庁舎1階に「おくやみ相談窓口」を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をしております。どうぞ、ご利用ください。
本冊子が少しでもお役に立てば幸いです。

各種手続き

もくじ

<おくやみの手続き>

身近な人が亡くなった後の一般的な手続きの流れ	…… P. 2
葬儀後の手続きの注意点	…………… P. 3
おくやみ相談窓口のご案内	…………… P. 4
各種手続きチェックリスト	…………… P. 8
区役所で行う手続き	…………… P.11
区役所以外で行う主な手続き	…………… P.51
相続について	…………… P.55
各資料	…………… P.58

区役所以外で行う主な手続き

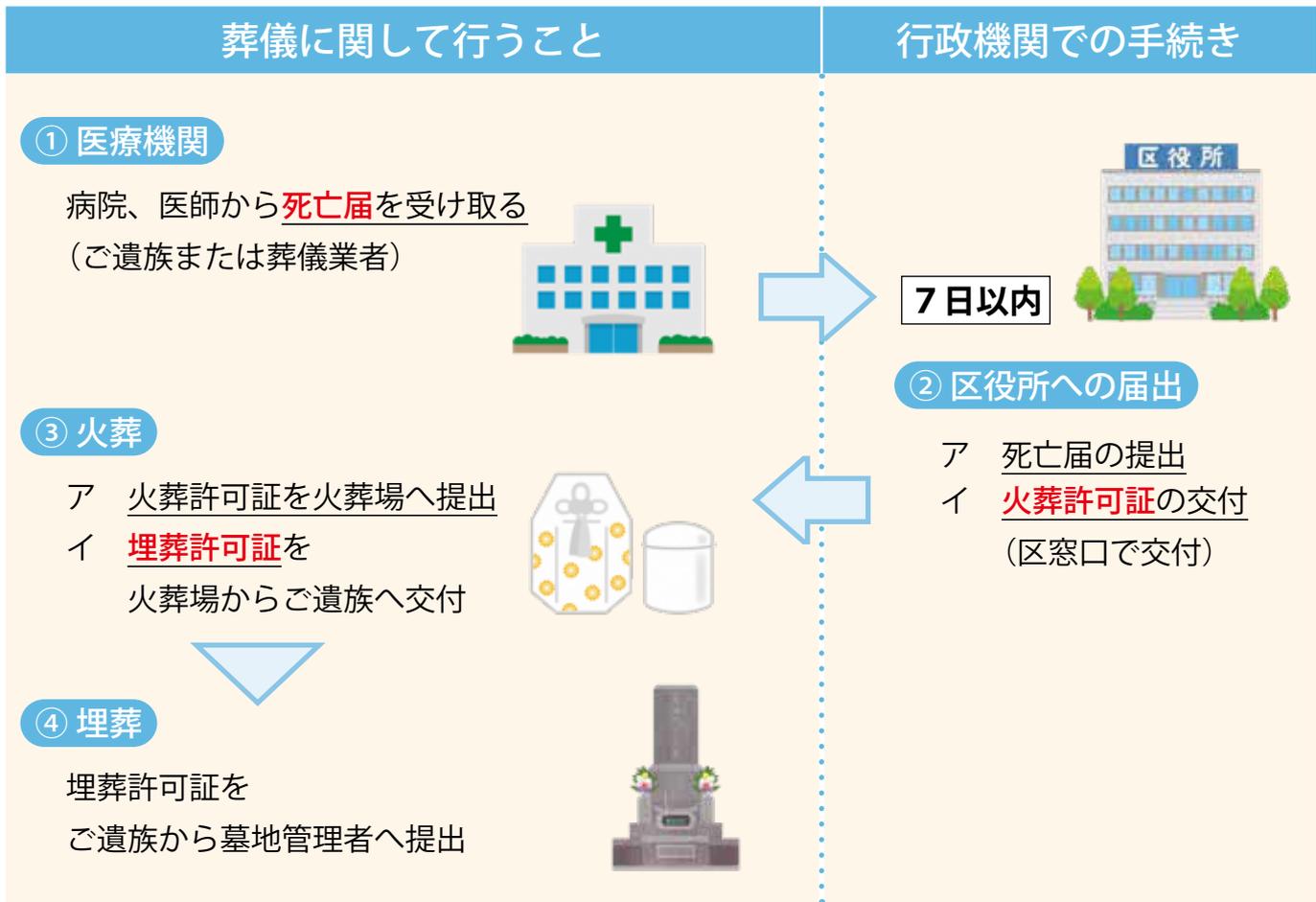
手続き内容を確認するための各サービスをご利用ください

おくやみ手続きナビ	インターネットで必要な手続きを確認できます 簡単な質問に答えることで、必要な手続きを一覧にします https://www.okuyaminavi.net/municipalities/13121 
おくやみ相談窓口	専門の相談員が必要な手続きを案内します 平日 午前9時～午後4時（1日6枠） 事前予約制 電話：03-3880-0763 オンライン：右記QRコードをご参照ください  年金相談も実施しています（毎週木曜日） 故人の年金手続きについて、 社会保険労務士 が相談に応じます おくやみ相談と一緒に予約をお取りいただけます ※年金相談のみの予約も可能です。お気軽にお申し込みください。

相続について

各資料

身近な人が亡くなった後の一般的な手続きの流れ



《死亡届提出後の主な行政手続き》	《区役所以外での主な手続き》
<p>健康保険</p> <p>葬祭費の支給、保険証の返還等 ※社会保険の場合は、各保険組合等にお問い合わせください</p>	<p>相続</p> <p>相続登記 固定資産税に関し現所有者申告の手続き</p>
<p>福祉サービス</p> <p>高齢者や障がい福祉サービス 児童手当等</p>	<p>金融機関</p> <p>死亡により故人の口座が凍結された際の解除依頼</p>
<p>税金</p> <p>相続放棄した場合や、故人が軽自動車を持っていた場合の届出</p>	<p>年金請求</p> <p>未支給年金、遺族年金等の請求</p>
<p>公営住宅</p> <p>区営住宅や都営住宅を使用していた場合の各種届出</p>	<p>公共料金</p> <p>電気、ガス、水道の廃止、名義変更等</p>

葬儀後の手続きの注意点

【以下のことにご注意ください】

1 証明書の発行 戸籍や住民票に死亡が記載されるまでには日数が必要です

年金請求や金融機関の手続きを行うために必要となる公的証明書に死亡が反映されるまでには、死亡届の提出から下記の通りの期間が必要となります。

必要な期間 1～2週間 ※本籍地以外へ届出の場合、本籍地へ転送する期間が必要

(例) 足立区が本籍地の場合

足立区に届け出た場合 (本籍地)	届出	1週間程度 受理→審査→決裁→反映
他自治体に届け出た場合 (本籍地以外)	届出	2週間程度 受理→審査→決裁→足立区に転送→決裁→反映

戸籍や住民票の種類

ア 戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	夫婦と夫婚の子どもの全員が記載されているもの 例) 夫婦のみの戸籍で、どちらかがご存命の場合
イ 除籍全部事項証明書 (除籍謄本)	結婚・死亡等で戸籍から全員が除籍されたもの 例) 夫婦のみの戸籍で、どちらも亡くなっている場合
ウ 住民票	「同一生計」を営んでいる世帯員を記載するもの

2 各種手続き 故人との関係性を証明する書類が必要な場合があります

ア 手続きを行う権利または義務を有する方が手続きを行う場合

請求理由や権利義務関係を証明する資料が必要になる場合があります。

(故人と請求者の関係がわかる戸籍謄本や遺産分割協議書等相続手続きがわかるもの)

《例1》亡くなられた方の配偶者や直系親族が、亡くなられた方の戸籍の証明書を請求する場合

イ 上記ア以外の方(手続きを行う権利または義務がない方)が手続きを行う場合

上記の疎明資料のほか、用件ごとに相続人からの「委任状」が必要になります。

※手続き前に必ず担当する問い合わせ先にご確認ください。

《例1》亡くなられた方の相続人の配偶者が、代理で手続きを行う場合

3 本人確認資料をお持ちください

窓口で戸籍や住民票等の届出や請求をする際は、手続きをする方の本人確認が必要です。

本人確認を行うための資料一覧

1点で確認できるもの	運転免許証、マイナンバーカード、パスポート 等
2点以上必要なもの	健康保険証、各種医療証、年金手帳 等

おくやみ相談窓口のご案内

足立区では、身近な方等が亡くなられた際の、様々な手続きについて、ご遺族の負担を少しでも減らせるように、専門の「おくやみ相談窓口」を設置しています。

ご利用の際は、事前に電話またはインターネットからの予約が必要です。

おくやみ相談窓口でできること

不安な点を まとめて相談

故人に関する手続きのうち、主な手続きは、まとめて受付しますので、ご負担を軽減できます。

例) 国保、介護、
高齢医療

書類の記入 が不要

相談時に必要となる申請書をご用意しますので、ご遺族の記入が省略できます。

年金に関する相談

区役所窓口で
社会保険労務士が故人の年金手続きについての相談に応じます。

毎週木曜日 午前9時～午後4時

事前予約

※おくやみ相談予約用の電話番号で予約をお取りください。

予約について

●電話予約

03-3880-0763

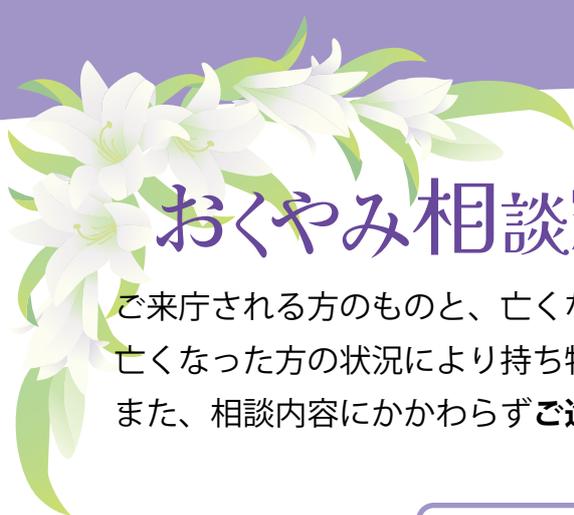
受付時間 午前9時～午後4時（土日・祝休日・年末年始を除く）

●オンライン予約（右のQRコードでも確認できます）

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/koseki/okuyami.html>



- ※ お電話をいただく際は、「おくやみ相談の件」とお伝えください。
- ※ 予約は、土日祝休日を除く「3開庁日後」からお取りいただけます。
- ※ 窓口でしっかりご相談に応じるため、60分程の時間を確保しています。
- ※ **おくやみ相談窓口のご利用は、亡くなられた方が足立区民の方に限ります。**
- ※ おくやみ相談窓口をご利用せずに、直接各担当窓口でお手続きしていただくことも可能です。
- ※ 死亡届を提出した後、戸籍や住民票に反映されるまでおおむね10日程度かかります。おくやみ相談窓口の予約は、それ以降の日に行ってください。



おくやみ相談窓口にお持ちいただくもの

で来庁される方のものと、亡くなった方のものが必要となります。

亡くなった方の状況により持ち物が異なりますが、主に以下のものが必要となります。

また、相談内容にかかわらず**ご遺族の方へ（本冊子）**は必ずお持ちください。

来庁される方のもの

来庁される方の本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 顔写真が付いているものの場合 《1点》	運転免許証、運転経歴証明書（H24. 4. 1以降に交付されたもの）、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（顔写真付き）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）等
<input type="checkbox"/> 顔写真付きでないものの場合 《2点》	国民健康保険、後期高齢者医療健康保険、介護保険 } 各被保険者証、 年金手帳、年金証書、生活保護受給者証明書（発行後3ヶ月以内）、住民基本台帳カード（顔写真無）、預金通帳、クレジットカード、診察券等

その他主なご持参いただくもの	
<input type="checkbox"/> 印鑑（喪主や相続人代表のもの） （ゴム印・スタンプ印は不可）	
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳（相続人代表） ※ 相続人・喪主等“支給や助成を受ける方”の銀行等口座番号が分かるものが必要	
<input type="checkbox"/> 葬儀（告別式）の領収書の原本（コピーは不可） ※ お支払いが完了していることを確認できる葬儀会社の領収書（「内金」・「残金」等領収書が分かっている場合は、両方が必要） ※ ただし書きに「葬儀について」という明記がなく、「別紙のとおり」等の記載がされている場合は、領収書と併せて別紙（請求書・明細書等）が必要	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証 ※ 相続人等足立区に印鑑登録をしている方の印鑑証明書が必要な場合、お持ちください	
<input type="checkbox"/> 委任状（7ページの委任状。代理人に戸籍の証明書や住民票の写しの取得をお願いする場合）	

委任状

法律で定められた申請者（法定相続人等）の方が窓口に来庁できない場合、
以下の委任状をコピーしてご活用ください。

委任状

おくやみ相談窓口用

(提出先) 足立区長

記入日：令和 年 月 日

委任者（依頼する方）

住所：_____ 生年月日：_____年 月 日 生
氏名：_____ ㊟

私は次の者を代理人として下記の証明書の交付申請及び受領に関する権限を委任いたします。

代理人（窓口に来る方）

住 所：_____ 氏 名：_____
委任者との関係：_____

<委任事項>

() の死亡に伴う手続きに必要なとなる証明書の交付申請及び受領

【戸籍の証明書】

- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） _____ 通
 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） _____ 通 必要な方の氏名【 _____ 】
 除籍全部事項証明書（除籍謄本） _____ 通
 除籍個人事項証明書（除籍抄本） _____ 通 必要な方の氏名【 _____ 】
 改製原戸籍謄本・抄本 _____ 通 必要な方の氏名【 _____ 】
 附票・改製原附票の写し（全部・一部） _____ 通 必要な方の氏名【 _____ 】
 その他の証明（ _____ ）

備考欄

- ※必要な方の本籍及び筆頭者は、事前に委任者から聴取してください。
※相続手続きのために使用する戸籍は、備考欄に必要な事項を明らかにしてください。
(誰の出生から死亡まで、誰の死亡の記載があるもの、誰の足立区にある全ての戸籍等)
※委任者と亡くなられた方との関係を証明する資料が必要になる場合があります。
(例：亡くなられた方の配偶者・直系親族が、亡くなられた方の戸籍の証明書を請求する場合には戸籍謄本が必要)
※戸籍の広域交付は代理人による請求はできません。

【住民票】

- 世帯全員の住民票の写し _____ 通 (_____) の住民票の写し _____ 通
 (_____) の住民票の除票 _____ 通
 その他 (_____) _____ 通

- ※個人番号（マイナンバー）及び住民票コードを記載した住民票は、委任者の住民登録地に転送不要の普通郵便で郵送になります。(亡くなられた方の住民票の除票の写しには個人番号を載せることができません。)
※亡くなられた方の住民票の除票の写しを取得される場合、委任者の方と亡くなられた方との関係性や使用目的がわかる書類が必要になります。
(例：相続手続きのために、相続人が亡くなられた方の住民票の除票を請求する場合には戸籍謄抄本が必要)

<その他共通事項>

- ※本委任状は、委任者（依頼する方）が全て記入し、押印してください。(スタンプ印は不可)
※黒または青のボールペン・インク・サインペンでご記入ください。(字の消えるボールペンは不可)
※誤った記入をしてしまった場合は二本線で訂正し、訂正印を押印していただき余白に正しく記入していただくか、または余白に正しく記入をして訂正箇所の隣へ署名をしてください。(修正液等での修正は不可)
※代理人（窓口に来る方）は、運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等の本人確認書類をお持ちください。(健康保険証等で顔写真付きでない場合は、2点必要)

お問い合わせ先：足立区区民部戸籍住民課管理係 電話番号：03-3880-5723（直通）

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	該当者	☑	主な手続き	問合せ先	詳細ページ	おぐやみ窓口
戸籍・住民登録	戸籍・各証明書の手続き	<input type="checkbox"/>	死亡届の提出	戸籍住民課戸籍届出係	P.11	—
		<input type="checkbox"/>	区民葬儀の利用			—
		<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の戸籍証明書の取得	戸籍住民課戸籍証明係	P.12	—
		<input type="checkbox"/>	住民票(除票)の写しの取得			—
	世帯主である	<input type="checkbox"/>	世帯主変更届の提出	戸籍住民課住民記録係	P.13	○
印鑑登録証・マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた	<input type="checkbox"/>	カードの破棄または返還	○			
保険・年金	国民健康保険に加入している	<input type="checkbox"/>	葬祭費の請求	国民健康保険課 給付担当	P.14	○
		<input type="checkbox"/>	国民健康保険資格確認書等の返還	国民健康保険課 資格賦課担当		○
		<input type="checkbox"/>	保険料の支払い	国民健康保険課 収納管理担当	P.15	—
		<input type="checkbox"/>	保険料の還付			—
		<input type="checkbox"/>	保険料の口座振替(自動払込)			○
	後期高齢者医療制度に加入している	<input type="checkbox"/>	葬祭費の請求	高齢医療・年金課 高齢医療係	P.16	○
		<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療資格確認書等の返還	高齢医療・年金課 資格収納係		○
		<input type="checkbox"/>	保険料の支払い		—	
		<input type="checkbox"/>	保険料の還付		P.17	—
	介護保険に加入 または 介護認定(受給)を受けている	<input type="checkbox"/>	被保険者証・負担割合証の返還	介護保険課 資格保険料係	P.18	○
		<input type="checkbox"/>	保険料の還付・支払い			○
		<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証・生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証の返還	介護保険課 保険給付係	P.19	○
		<input type="checkbox"/>	高額介護(介護予防)サービス費の支給			○
	国民年金に加入 または受給している	<input type="checkbox"/>	受給権者死亡届の提出	お近くの年金事務所 高齢医療・年金課 国民年金係	P.20	—
		<input type="checkbox"/>	未支給年金の請求		P.21	—
		<input type="checkbox"/>	遺族基礎年金の請求	高齢医療・年金課 国民年金係 足立年金事務所	P.22	—
		<input type="checkbox"/>	寡婦年金の請求		P.23	—
<input type="checkbox"/>		死亡一時金の請求	P.24		—	
厚生年金に加入 または受給している	<input type="checkbox"/>	受給権者死亡届の提出	お近くの年金事務所	P.25	—	
	<input type="checkbox"/>	未支給年金の請求		P.26	—	
	<input type="checkbox"/>	遺族厚生年金の請求		P.27	—	
高齢福祉	紙おむつの助成金の決定を受けている	<input type="checkbox"/>	未請求分の請求	高齢者地域包括ケア 推進課 在宅支援係	P.29	—
	見守りサービス助成給付決定を受けている	<input type="checkbox"/>				—
	徘徊高齢者位置検索システム助成決定を受けている	<input type="checkbox"/>		P.30	—	

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う主な手続き

相続について

各資料

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う主な手続き

相続について

各資料

区分	該当者	☑	主な手続き	問合せ先	詳細ページ	おぐやみ窓口
障がい者福祉	各種障がい者福祉サービスを利用している	<input type="checkbox"/>	未支給分の請求 (障がい者福祉手当、難病患者福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当)	障がい福祉課 障がい給付係	P.31	—
		<input type="checkbox"/>	未支給分の請求 (重度心身障害者手当)			—
		<input type="checkbox"/>	各種サービスの届出・返還 (福祉タクシー・自動車燃料助成券、心身障がい者用電話貸与・料金助成、緊急通報システム、巡回入浴サービス、訪問理美容サービス)	精神障がいにより障がい者福祉手当、マル障を受給している方は中央本町地域・保健総合支援課	P.32	—
		<input type="checkbox"/>	受給者証の返還 (心身障害者医療費助成制度(マル障))			—
		<input type="checkbox"/>	医療助成費の請求 (心身障害者医療費助成制度(マル障))			—
	身体障害者手帳・愛の手帳を所持している	<input type="checkbox"/>	手帳および乗車券等の返還	障がい援護課 中部援護第一係・二係 ※障がい援護課 各援護係でも受付	P.33	—
精神障害者保健福祉手帳を所持している	<input type="checkbox"/>	手帳の返還	中央本町地域・保健総合支援課	—	—	
子ども	児童手当等の支給対象児または受給者	<input type="checkbox"/>	保護者の死亡に伴う未支払の児童手当の請求	親子支援課 児童手当係	P.34	—
		<input type="checkbox"/>	子どもの死亡に伴う児童手当の支払い			—
		<input type="checkbox"/>	新たに遺児の保護者となられる方の児童手当の請求	—		
		<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成に関する届出	親子支援課 子ども医療費給付係	P.35	—
	ひとり親家庭等になられた方	<input type="checkbox"/>	児童育成手当・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成に関する届出	親子支援課 ひとり親手当・医療係	P.36	—
	ひとり親家庭等の手当を受給していた・医療費助成を利用していた	<input type="checkbox"/>	未支払手当の請求 (利用していた方が亡くなったとき)			—
		<input type="checkbox"/>	死亡の届出(お子さんが亡くなったとき)			—
	新たに障がいのあるお子さんを養育する	<input type="checkbox"/>	児童育成手当(障害手当)・特別児童扶養手当の申請	—	P.37	—
障がいのあるお子さんを養育している	<input type="checkbox"/>	受給している方の死亡に伴う未支払の児童育成手当(障害手当)・特別児童扶養手当の請求	親子支援課 ひとり親手当・医療係	P.38	—	
	<input type="checkbox"/>	死亡の届出(お子さんが亡くなったとき)			—	
税金	住民税等(特別区民税・都民税・森林環境税)が課税されている	<input type="checkbox"/>	届出と納付	課税課課税第一～三係	P.39	—
		<input type="checkbox"/>	納税通知書および納付書の送付			—
		<input type="checkbox"/>	収入申告について			—
	<input type="checkbox"/>	相続放棄をした場合の手続き	納税課滞納整理第一係 課税課課税第一～三係	P.40	—	
原動機付自転車等を持っていた	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下のバイク)・小型特殊自動車の手続き	課税課 軽自動車税係	P.41	—	

区分	該当者	☑	主な手続き	問合せ先	詳細ページ	おくり窓
住まい	区営住宅に住んでいる (使用名義人が亡くなられたとき)	<input type="checkbox"/>	返還届の提出(単身世帯または使用権の承継ができない場合)	住宅課住宅管理係	P.42	—
		<input type="checkbox"/>	使用権の承継(原則として配偶者のみ)			—
	区営住宅に住んでいる (同居者が亡くなられたとき)	<input type="checkbox"/>	変更届の提出			—
	不動産(土地・建物)を 相続した	<input type="checkbox"/>	登記の名義変更	東京法務局登記電話 案内室	P.43	—
		<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図の作成			—
		<input type="checkbox"/>	相続を受けた建物が空き家となった場合	開発指導課建築紛争・ 空き家担当		—
	<input type="checkbox"/>	家屋または土地譲渡所得控除の手続き	開発指導課老朽家屋・ 空き家担当	P.44	—	
その他	工場・指定作業場等の 設置者	<input type="checkbox"/>	届出の提出	生活環境保全課 公害規制係		—
	郵便等投票証明書 被交付者	<input type="checkbox"/>	郵便等投票証明書の返還	選挙管理委員会 事務局管理係	P.45	○
	農地を相続した	<input type="checkbox"/>	届出の提出	農業委員会(産業振興 課農業振興係)		—
	公害認定患者および 遺族補償費受給者	<input type="checkbox"/>	死亡届の提出		P.46	—
		<input type="checkbox"/>	遺族補償費または遺族補償一時金、葬祭料の請求			—
	原子爆弾被爆者援護認 定者(被爆者健康手帳 をお持ちの方)	<input type="checkbox"/>	死亡届の提出	衛生管理課 公害保健係	P.47	—
		<input type="checkbox"/>	葬祭料の支給			—
	原子爆弾被爆者援護認 定者(健康診断受診者 証または健康診断受診 票をお持ちの方)	<input type="checkbox"/>	死亡届の提出		P.48	—
	石綿(アスベスト)健康 被害を受けていた	<input type="checkbox"/>	死亡届の提出(石綿健康被害医療手帳を お持ちの方のご遺族)			—
		<input type="checkbox"/>	特別遺族弔慰金および特別葬祭料の請求			—
遺品整理に際して、ごみ の出し方や分別の仕方が わからずお困りの方	<input type="checkbox"/>	遺品整理に関する相談	足立清掃事務所 作業係	P.49	—	
難病等の医療費助成を 受けていた	<input type="checkbox"/>	証書等の返却 特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性 特定疾病医療受給者証、(都)医療券(都単 独疾病、人工透析、スモン、血友病、B型・ C型肝炎、肝がん等)	保健予防課 保健予防係	P.50	○	
	<input type="checkbox"/>	証書等の返却 (都)医療券(大気汚染医療費助成)	衛生管理課 公害保健係		○	

戸籍・各証明書の手続き

手続き① 死亡届の提出

おくやみ
窓口 ー

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> ■亡くなられた方の本籍地または届け出をする方の住所地、あるいは亡くなられた場所の自治体窓口へ届け出をしてください。 ■死亡届の提出時に「火葬許可証」を交付します。 ■火葬した後、火葬許可証の裏面に火葬場の証明印が捺されたものが「埋葬許可証」となります。 	<p>亡くなられたことを知った日から7日以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、公設所の長ほか ※後見人、保佐人等が届け出する場合はその証明が必要です。</p>
<p>必要なもの</p> <p>死亡届（1通） ※死亡診断書欄に医師が記入、署名したものを医療機関からお受け取りいただき、原本をご提出ください。</p>	
<p>問い合わせ先</p> <p>戸籍住民課戸籍届出係 本庁舎南館1階 ☎ 03-3880-5065 FAX 03-5681-7662</p>	

手続き② 区民葬儀の利用

おくやみ
窓口 ー

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> ■区民葬儀とは、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行う葬儀です。 ■ご遺族の費用負担を軽減するため、①祭壇料金②霊柩車運送料③火葬料金④遺骨収納容器代の4項目の料金が一般料金よりも安価に定められています。 ■希望する方は、死亡届を提出する際に区民葬儀券の交付を受け、各事業者へお問い合わせください。 ■区民葬儀は、料金別に定められたプランからお選びいただけます。詳しくは、区ホームページまたは戸籍住民課窓口で配布しているパンフレットをご確認ください。 	<p>ー</p> <p>手続き可能な人</p> <p>東京 23 区の区民の方</p> <p>必要なもの</p> <p>お問い合わせください</p>
<p>問い合わせ先</p> <p>戸籍住民課戸籍届出係 本庁舎南館1階 ☎ 03-3880-5065 FAX 03-5681-7662</p>	

MEMO

手続き③ 亡くなられた方の戸籍証明書の取得

おくやみ
窓口 一

手続き詳細

- 亡くなられた方との関係を証明するためには、死亡が記載された戸籍証明書が必要となります。
- 3ページに記載のとおり、戸籍に死亡が記載されるまでには、死亡届の提出から1~2週間かかります。

【本籍が足立区の場合】

お近くの区民事務所または戸籍住民課で戸籍証明書を請求できます。

【本籍地が足立区以外の場合】

令和6年3月から、全国の戸籍証明書をどの自治体でも交付できる「広域交付」が始まりました。ただし、請求者、請求できる対象、必要書類等は、他の証明書請求と比較して限定されています。

- ①請求者は本人のみ（代理請求は不可）
 - ②請求できる対象者は、「直系親族」のみ
 - ③戸籍証明書は、「全部事項証明書（謄本）」のみ
- また、戸籍住民課の窓口（南館1階）で平日のみ交付します。

期 限

手続き可能な人

特になし

①亡くなられた方と同一戸籍の方、②配偶者、③直系尊属（父母・祖父母等）、④直系卑属（子・孫等）等

必要なもの

- ①請求する方の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
- ②亡くなられた方との関係を証明できるもの（足立区で関係が確認できる場合は不要）
- ③使用目的を証明できるもの（亡くなられた方と同一戸籍・配偶者・直系尊属卑属の方は不要）

問い合わせ先

戸籍住民課戸籍証明係 本庁舎南館3階 ☎ 03-3880-5722 FAX 03-3880-5603

手続き④ 住民票（除票）の写しの取得

おくやみ
窓口 一

手続き詳細

- 住民基本台帳（住民票）への死亡の記載は、死亡届の提出に基づいて行います。そのため、戸籍証明書と同様に死亡が記載された住民票（除票）を交付するには、死亡届の提出から1~2週間かかります。

- お近くの区民事務所または戸籍住民課で請求できます。

期 限

手続き可能な人

特になし

正当な使用目的および本人との関係を証明できる方（相続人等の代理人）

必要なもの

- ①請求する方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）、在留カード、特別永住者証明書（みなしを含む）等）
- ②亡くなられた方との関係を証明できるもの（戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）、外国籍の方は家族関係を証する書面等。ただし、本籍が足立区にあり、その戸籍で関係が分かる場合は不要）
- ③使用目的を証明できるもの

問い合わせ先

戸籍住民課住民記録係 本庁舎南館1階 ☎ 03-3880-5724 FAX 03-3880-5664

世帯主である

手続き 世帯主変更届の提出

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
<p>■世帯主が亡くなられた場合、住民票上の世帯主は、亡くなられた方の次に記載されている方となります。</p> <p>■別の方を世帯主にしたい場合は、「世帯主変更届」を提出してください。</p> <p>■なお、亡くなられた方を含め3人以上の世帯に対しては、世帯主変更通知をお送りしますので、新しい世帯主をご確認ください。</p> <p>■お近くの区民事務所または戸籍住民課でお手続きできます。</p> <p>※世帯主とは、主としてその世帯の生計を維持し、その世帯を代表する方のことです。</p>	<p>特になし</p> <p>手続き可能な人</p> <p>(世帯主を別の方に変更する場合) 亡くなられた世帯主と住民票上同一世帯の方</p>
必要なもの	
<p>①届け出に来る方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）、在留カード・特別永住者証明書（みなしを含む）等）</p> <p>②外国人住民の方は、新世帯主と世帯員との続柄を確認できる書面が必要になる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。</p>	
問い合わせ先	
戸籍住民課住民記録係 本庁舎南館1階 ☎ 03-3880-5724 FAX 03-3880-5664	

印鑑登録証・マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの破棄または返還

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
<p>■亡くなられた後は、いずれのカードも使用ができません。</p> <p>■いずれのカードも返還は不要ですが、返還を希望する場合は下記の窓口にお持ちください。</p> <p>【窓口】お近くの区民事務所または戸籍住民課</p>	特になし
	手続き可能な人
	特になし
	必要なもの
	特になし
問い合わせ先	
戸籍住民課住民記録係 本庁舎南館1階 ☎ 03-3880-5724 FAX 03-3880-5664	

国民健康保険に加入している

手続き① 葬祭費の請求

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
<p>加入者が亡くなられたときに、葬儀を行った方は葬祭費（7万円）を請求することができます。</p> <p>※交通事故等の第三者行為、公害病等により亡くなられたときには、支給されないこともあります。</p>	<p>葬儀を行った日の翌日から 2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬儀を行った方</p>
<p>必要なもの</p> <p>①葬儀代金の領収書原本（コピーは不可） 葬儀一式・葬儀代金と記入されていない場合は請求内容の明細書も必要です。 ※請求する方と領収書名義の方が異なる場合は、お問い合わせください。</p> <p>②葬儀を行った方名義の預金通帳</p> <p>③亡くなられた方の国民健康保険証（お持ちでない方は、マイナ保険証または資格確認書）</p>	
<p>問い合わせ先</p> <p>国民健康保険課給付担当 本庁舎北館2階 ☎ 03-3880-5241 FAX 03-3880-5618</p>	

手続き② 国民健康保険資格確認書等の返還

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
<p>■亡くなられた方の国民健康保険資格確認書*や高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証は窓口へご返還ください（郵送可）。</p> <p>※令和7年9月30日までの有効期限の国民健康保険証をお持ちの場合は国民健康保険証</p> <p>■葬祭費の手続きや病院等への支払いが終わっていない場合は、手続きが終了してから返還してください。</p> <p>■世帯主が亡くなられた世帯で、引き続き国民健康保険に加入する方がいる場合、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、新しい世帯主あてに世帯主名を変更した国民健康保険資格確認書を郵送します。</p> <p>※世帯主変更届については、13ページをご覧ください。</p> <p>【返還先】国民健康保険課資格賦課担当またはお近くの区民事務所</p>	<p>原則 14 日以内</p> <p>※期限を過ぎた場合でもご連絡は不要です。</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>特になし</p>
	<p>必要なもの</p> <p>国民健康保険資格確認書等</p>
<p>問い合わせ先</p> <p>国民健康保険課資格賦課担当 本庁舎北館2階 ☎ 03-3880-5240 FAX 03-3880-5618</p>	

国民健康保険に加入している

手続き③ 保険料の支払い

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
<p>■亡くなられた月の前月分（末日死亡の場合は当月）までを月割りで再計算し、「保険料決定（変更）通知書」等を送付します。再計算により納めていただく保険料が生じた場合は、同封の納付書で納期限までにお支払いください。</p> <p>※年間の保険料を6月期から翌年3月期の10回で請求しているため、当月以降にも保険料の支払いが生じる場合があります。</p>	納期限まで
	手続き可能な人
	特になし
	必要なもの
特になし	特になし
問い合わせ先	
国民健康保険課資格賦課担当 本庁舎北館2階 ☎ 03-3880-5240 FAX 03-3880-5618	

手続き④ 保険料の還付

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
保険料を再計算した結果、納め過ぎがある場合には、「過誤納金還付通知書（お返しする保険料のお知らせ）」をお送りします。還付通知書に同封される説明書をご覧の上ご請求ください。	還付通知書が届いた日の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人
特になし	特になし
問い合わせ先	
国民健康保険課収納管理担当 本庁舎北館2階 ☎ 03-3880-5242 FAX 03-3880-5618	

手続き⑤ 保険料の口座振替（自動払込）

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の口座からご家族の国民健康保険料を振替されていた方は、改めて別の口座をお届けください。</p>	速やかに
	手続き可能な人
	特になし
必要なもの	
<p>①被保険者番号がわかるもの</p> <p>②新たに振替を希望される口座の預金通帳またはキャッシュカード</p> <p>③通帳印</p>	
問い合わせ先	
国民健康保険課収納管理担当 本庁舎北館2階 ☎ 03-3880-5242 FAX 03-3880-5618	

後期高齢者医療制度に加入している

手続き① 葬祭費の請求

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
<p>加入者が亡くなられたときに、葬儀を行った方は葬祭費（7万円）を請求することができます。</p> <p>※交通事故等の第三者行為、公害病等により亡くなられたときには、支給されないこともあります。</p>	<p>葬儀を行った日の翌日から 2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬儀を行った方</p>
<p>必要なもの</p> <p>①葬儀代金の領収書原本（コピーは不可） 葬儀一式・葬儀代金と記入されていない場合は請求内容の明細書も必要です。 ※請求する方と領収書名義の方が異なる場合は、お問い合わせください。</p> <p>②葬儀を行った方名義の振込口座情報が確認できるもの</p>	
<p>問い合わせ先</p> <p>高齢医療・年金課高齢医療係 本庁舎北館2階 ☎ 03-3880-5874 FAX 03-3880-5981</p>	

手続き② 後期高齢者医療資格確認書等の返還

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
<p>■亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書*や限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証および特定疾病療養受療証は窓口へご返還ください（郵送可）。</p> <p>※令和7年7月31日までの有効期限の被保険者証をお持ちの場合は被保険者証</p> <p>■葬祭費の手続きや病院等への支払いが終わっていない場合は、手続きが終了してから返還してください。</p> <p>【返還先】 高齢医療・年金課資格収納係、お近くの区民事務所・足立福祉事務所各福祉課</p>	<p>原則 14 日以内 ※期限を過ぎた場合でもご連絡は不要です。</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>特になし</p>
	<p>必要なもの</p> <p>後期高齢者医療資格確認書等</p>
<p>問い合わせ先</p> <p>高齢医療・年金課資格収納係 本庁舎北館2階 ☎ 03-3880-6041 FAX 03-3880-5981</p>	

後期高齢者医療制度に加入している

手続き③ 保険料の支払い

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
<p>■亡くなられた月の前月分（末日死亡の場合は当月）までを月割りで再計算し、変更通知書を送付します。再計算により納めていただく保険料が生じた場合は、同封の納付書で納期限までにしてお支払いください。</p> <p>■亡くなられた方の各種通知は、すでに届け出がある場合を除き、住民登録上の住所へ送付します。お一人暮らしだった方や施設で亡くなられた等の理由により、別住所のご遺族様あてへの送付を希望する場合は、お早めにご連絡ください。</p> <p>※後期高齢者医療保険料を年金天引きされていた方は、年金事務所、各種共済組合等へ死亡の届け出が必要です。</p>	納期限まで
	手続き可能な人
	特になし
	必要なもの
	特になし

手続き④ 保険料の還付

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
<p>■保険料を再計算した結果、納め過ぎがある場合には、「過誤納金還付通知書（お返りする保険料のお知らせ）」をお送りします。</p> <p>■還付通知書に同封される説明書をご覧の上ご請求ください。</p>	還付通知書が届いた日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	代表承継人
	必要なもの
	特になし

手続き⑤ 保険料の口座振替（自動払込）

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の口座からご家族の後期高齢者医療保険料を振替されていた方は、改めて別の口座をお届けください。</p>	速やかに
	手続き可能な人
	特になし
<p>必要なもの</p> <p>①被保険者証番号がわかるもの ②新たに振替を希望される口座の預金通帳またはキャッシュカード ③通帳印</p>	

問い合わせ先

高齢医療・年金課資格収納係 本庁舎北館2階
☎ 03-3880-6041 FAX 03-3880-5981

介護保険に加入または介護認定（受給）を受けている

手続き① 被保険者証・負担割合証の返還

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
<p>■介護保険被保険者証を返還してください。</p> <p>■介護保険負担割合証をお持ちの方は返還してください。</p> <p>【返還先】 介護保険課資格保険料係、お近くの区民事務所・足立福祉事務所各福祉課</p>	<p>特になし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
<p>必要なもの</p> <p>①介護保険被保険者証 ②介護保険負担割合証（お持ちの方のみ）</p>	
<p>問い合わせ先</p> <p>介護保険課資格保険料係 本庁舎北館1階 ☎03-3880-5744 FAX 03-3880-5621</p>	

手続き② 保険料の還付・支払い

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
<p>■保険料を再計算した結果、納め過ぎがある場合は、後日郵便で「過誤納金還付通知書（お返しする保険料のお知らせ）」をお送りします。</p> <p>■保険料を再計算した結果、納めていただく保険料がある場合は、後日郵便で納付書等をお送りします。</p> <p>■亡くなられた方の各種通知は、すでに届け出がある場合を除き、住民登録上の住所に送付します。お一人暮らしだった方や施設で亡くなられた等の理由により、別住所のご遺族様あてへの送付を希望する場合は、お早めにご連絡ください。</p> <p>※介護保険料が年金天引きされていた方は、年金事務所、各種共済組合等への死亡の届け出が必要です。</p>	<p>【保険料の還付】 還付通知書が届いた日の翌日から2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
	<p>必要なもの</p> <p>郵送される案内をご確認ください。</p>
<p>問い合わせ先</p> <p>介護保険課資格保険料係 本庁舎北館1階 ☎03-3880-5744 FAX 03-3880-5621</p>	

MEMO

介護保険に加入または介護認定（受給）を受けている

手続き③

介護保険負担限度額認定証・生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証の返還

おくやみ窓

手続き詳細	期 限
介護認定を受けていて、上記の認定証・軽減確認証を交付されていた方は、返還先の窓口にお返しく下さい（郵送可）。	特になし
	手続き可能な人
	特になし
必要なもの	
介護保険負担限度額認定証、生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証	
問い合わせ先	
介護保険課保険給付係 本庁舎北館1階 ☎ 03-3880-5743 FAX 03-3880-5621	

手続き④

高額介護（介護予防）サービス費の支給

おくやみ窓

手続き詳細	期 限
高額介護サービス費が支給されていた方は、改めて承継人の方の口座をお届けください。	サービス利用月の翌月の初日から2年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	
<ul style="list-style-type: none"> ①介護保険の被保険者番号のわかるもの ②承継人の預金通帳またはキャッシュカード ③承継人の印鑑《スタンプ印不可》 	
問い合わせ先	
介護保険課保険給付係 本庁舎北館1階 ☎ 03-3880-5743 FAX 03-3880-5621	

MEMO

国民年金に加入または受給している

亡くなられた方の年金の加入や納付状況、受け取っていた年金の種類、ご遺族の状況等により該当する手続きが異なりますので、事前に確認をお願いいたします。

お問い合わせの際は、基礎年金番号が必要になりますので、年金証書や年金手帳、振込通知書等をお手元にご用意の上、ねんきんダイヤル(0570-05-1165) またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

年金事務所窓口での相談や手続きは、予約受付専用電話(0570-05-4890) で予約を受け付けています。

手続き① 受給権者死亡届の提出

おぐやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
年金を受け取っていた方が亡くなられ、「未支給年金」「遺族基礎年金」の手続きに該当しない場合は、亡くなられた日から14日(厚生年金を受給されていた方は10日)以内に死亡の届け出が必要です。ただし、日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、原則として省略できます。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	
①受給権者死亡届(報告書) ②年金証書 ③死亡を証する書類(死亡診断書のコピーや住民票(除票)の写し、除籍の記載がある戸籍抄本等) ④届け出する方の本人確認ができるもの	
問い合わせ先	
【手続きする方のお近くの年金事務所】 ※足立区の場合 足立年金事務所 ☎ 03-3604-0111 〒 120-8580 足立区綾瀬 2-17-9 JR常磐線、東京メトロ千代田線「綾瀬駅」下車東口より徒歩5分 ※亡くなられた方が受給していた年金が障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金のみの方は、届出(請求)する方の住所地の区市町村国民年金担当課でも受付できます。	
【住所地の自治体窓口】 ※足立区の場合 高齢医療・年金課国民年金係 本庁舎北館2階 ☎ 03-3880-5849 FAX 03-3880-5981	

MEMO

国民年金に加入または受給している

手続き② 未支給年金の請求

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
<p>年金を受け取っていた方が亡くなられたときは、亡くなられた月分までの年金を「未支給年金」として請求できます。未支給年金の手続きは、死亡の届け出も同時に行います。</p> <p>※ご遺族の状況等により、以下の「必要なもの」以外にも提出が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。</p> <p>※年金生活者支援給付金を受給されている場合は、未支払給付金の請求も併せて手続きできます。(ただし、亡くなられた日の翌日から2年以内)</p> <p>※老齢福祉年金(明治44年4月1日以前生まれの方で無拠出の年金)および特別障害給付金については、高齢医療・年金課国民年金係にお問い合わせください。</p>	<p>亡くなられた方の年金支払日の翌月の初日から5年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>亡くなられた方と生計を同じくしていた方で、次の順です。 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他①から⑥以外の三親等内の親族</p>

必要なもの

- ①未支給年金・未支払給付金請求書および受給権者死亡届(報告書)
- ②年金証書
- ③戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本・除籍謄本)または法定相続情報一覧図^{*}の写し等(亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの)
※57ページ参照
- ④住民票の写し(本籍と続柄の記載があるもの。コピー不可)
ア 亡くなられた方の住民票(除票)の写し
※亡くなられた方の基礎年金番号が不明の場合は必須
イ 請求者の世帯全員の住民票の写し
- ⑤生計同一関係に関する申立書
※亡くなられた方と請求者が別世帯の場合
- ⑥請求者名義の預金通帳等
- ⑦手続きする方の本人確認ができるもの
- ⑧委任状(請求者以外の方が代理で手続きする場合)
※③④は、死亡日以降に交付されたもの
※請求者の「マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード、通知カード(住民票と一致しているもの)等)および「身元(実存)確認の書類(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)、マイナンバーカード、身体障害者手帳等)」を提示した場合、上記③(請求する方が配偶者または遺族年金を請求する子の場合)および④イの書類を原則省略できます。その他の身元(実存)確認の書類は、お問い合わせください。

問い合わせ先

【手続きする方のお近くの年金事務所】

※足立区の場合

足立年金事務所 ☎ 03-3604-0111

〒120-8580 足立区綾瀬2-17-9

JR常磐線、東京メトロ千代田線「綾瀬駅」下車東口より徒歩5分

※亡くなられた方が受給していた年金が障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金のみの方は、届け出(請求)する方の住所地の区市町村国民年金担当課でも受付できます。

【住所地の自治体窓口】

※足立区の場合

高齢医療・年金課国民年金係 本庁舎北館2階 ☎ 03-3880-5849 FAX 03-3880-5981

手続き詳細

■国民年金加入中であつた方、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいた方または受給資格期間が25年以上である老齢基礎年金を受け取っていた方等が亡くなられたとき、請求することにより、その方に生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給されます。

■国民年金加入中であつた方、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいた方は、亡くなられた日の前日において、亡くなられた月の前々月までの加入期間のうち、3分の2以上の期間が、保険料納付済期間、保険料免除期間、学生納付特例、納付猶予のいずれかの期間であることまたは亡くなられた月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないことが支給要件です。

※子とは18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する子で、婚姻していないこと。

※ご遺族の状況等により、以下の「必要なもの」以外にも提出が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【請求先】 請求する方のお近くの年金事務所

ただし、第1号被保険者期間中に亡くなられた場合、請求する住所地にある区市町村の国民年金担当課でも請求できます。

期 限	手続き可能な人
速やかに	上記に該当する子のある配偶者または子で、亡くなられた当時の年収が850万円未満と認められる方

必要なもの

- ①年金請求書（国民年金遺族基礎年金）
- ②亡くなられた方と請求する方の基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類（提出できないときは、その理由書）
- ③亡くなられた方の年金証書（公的年金を受けているとき）
- ④戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本・除籍謄本）または法定相続情報一覧図[※]の写し（亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの）
※ 57 ページ 参照
- ⑤住民票の写し（本籍と続柄の記載があるもの。コピー不可）
ア 亡くなられた方の住民票（除票）の写し
イ 請求者の世帯全員の住民票の写し
- ⑥死亡診断書のコピー
- ⑦請求者の所得証明書・課税証明書
- ⑧お子さんが高校生の場合は学生証のコピーまたは在学証明書
- ⑨請求者名義の預金通帳等
- ⑩手続きする方の本人確認ができるもの
- ⑪委任状（請求者以外の方が代理で手続きする場合）
※④⑤は、死亡日以降で提出日から6か月以内に交付されたもの
※請求者の「マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、通知カード（住民票と一致しているもの）等）」および「身元（実存）確認の書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）、マイナンバーカード、身体障害者手帳等）」を提示した場合、上記④⑤イおよび⑦の書類を原則省略できます。その他の身元（実存）確認の書類は、お問い合わせください。
※年金を受け取る権利の発生から5年を経過したときは、5年以上前の分は時効によりお受け取りできません。

問い合わせ先

高齢医療・年金課国民年金係 本庁舎北館2階 ☎ 03-3880-5849 FAX 03-3880-5981
 足立年金事務所 ☎ 03-3604-0111
 〒120-8580 足立区綾瀬2-17-9 JR常磐線、東京メトロ千代田線「綾瀬駅」下車東口より徒歩5分

国民年金に加入または受給している

手続き④ 寡婦年金の請求

おくやみ
窓口 一

手続き詳細

■国民年金（第1号被保険者としての保険料納付済期間と免除期間）だけで老齢基礎年金の受給の資格を満たしていた夫が年金を受け取らずに亡くなられたとき、請求することにより、夫に生計を維持されていた妻（婚姻期間が10年以上）が60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

■年金額は、亡くなられた夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金の額の4分の3です。
※ご遺族の状況等により、以下の「必要なもの」以外にも提出が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【請求先】

請求する方の住所地にある区市町村の国民年金担当課、お近くの年金事務所

期 限	手続き可能な人
速やかに	上記に該当する妻で、亡くなられた当時の年収が850万円未満と認められる方

必要なもの

- ①年金請求書（国民年金寡婦年金）
- ②亡くなられた方と請求する方の基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類（提出できないときは、その理由書）
- ③亡くなられた方の年金証書（公的年金を受けているとき）
- ④戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）
※亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの
- ⑤住民票の写し（本籍と続柄の記載があるもの。コピー不可）
ア 亡くなられた方の住民票（除票）の写し
イ 請求者の世帯全員の住民票の写し
- ⑥死亡診断書のコピー
- ⑦請求者の所得証明書・課税証明書
- ⑧請求者名義の預金通帳等
- ⑨手続きする方の本人確認ができるもの
- ⑩委任状（請求者以外の方が代理で手続きする場合）
※④⑤は、死亡日以降で提出日から6か月以内に交付されたもの
※請求者の「マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、通知カード（住民票と一致しているもの）等）」および「身元（実存）確認の書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）、マイナンバーカード、身体障害者手帳等）」を提示した場合、上記④⑤イおよび⑦の書類を原則省略できます。その他の身元（実存）確認の書類は、お問い合わせください。
※年金を受け取る権利の発生から5年を経過したときは、5年以上前の分は時効によりお受け取りできません。

問い合わせ先

高齢医療・年金課国民年金係 本庁舎北館2階 ☎ 03-3880-5849 FAX 03-3880-5981
足立年金事務所 ☎ 03-3604-0111
〒120-8580 足立区綾瀬2-17-9 JR常磐線、東京メトロ千代田線「綾瀬駅」下車東口より徒歩5分

手続き⑤ 死亡一時金の請求

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
<p>国民年金だけ（第1号被保険者期間のみ）で、36月以上保険料を納付した方が、年金を受け取らずに亡くなられたとき、請求することにより、生計を同じくしていた遺族の方に支給されます。</p> <p>※ご遺族の状況等により、以下の「必要なもの」以外にも提出が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。</p> <p>※遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。</p> <p>※寡婦年金の受給権がある場合は、どちらか一つの選択となります。</p> <p>【請求先】</p> <p>請求する方の住所地にある区市町村の国民年金担当課、お近くの年金事務所</p>	<p>亡くなられた日の翌日から 2年以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>亡くなられた方と生計を同じくしていた方で、次の順です。 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹</p>
<p>必要なもの</p> <p>①国民年金死亡一時金請求書</p> <p>②年金手帳または基礎年金番号通知書等（提出できないときは、その理由書）</p> <p>③戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本・除籍謄本）または法定相続情報一覧図*の写し（どちらも亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの） ※ 57 ページ 参照</p> <p>④住民票の写し（本籍と続柄の記載があるもの。コピー不可） ア 亡くなられた方の住民票（除票）の写し イ 請求者の世帯全員の住民票の写し</p> <p>⑤生計同一関係に関する申立書 ※亡くなられた方と請求者が別世帯の場合</p> <p>⑥請求者名義の預金通帳等</p> <p>⑦手続きする方の本人確認ができるもの</p> <p>⑧委任状（請求者以外の方が代理で手続きする場合） ※③④は死亡日以降に交付されたもの ※請求者の「マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、通知カード（住民票と一致しているもの）等）」および「身元（実存）確認の書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）、マイナンバーカード、身体障害者手帳等）」を提示した場合、上記③（請求する方が亡くなった方の配偶者の場合）および④イの書類を原則省略できます。その他の身元（実存）確認の書類は、お問い合わせください。</p>	
<p>問い合わせ先</p> <p>高齢医療・年金課国民年金係 本庁舎北館2階 ☎ 03-3880-5849 FAX 03-3880-5981 足立年金事務所 ☎ 03-3604-0111 〒120-8580 足立区綾瀬2-17-9 JR常磐線、東京メトロ千代田線「綾瀬駅」下車東口より徒歩5分</p>	

厚生年金に加入または受給している

亡くなられた方の年金の加入や納付状況、受け取っていた年金の種類、ご遺族の状況等により該当する手続きが異なりますので、事前に確認をお願いいたします。

お問い合わせの際は、基礎年金番号が必要になりますので、年金証書や年金手帳、振込通知書等をお手元にご用意の上、ねんきんダイヤル(0570-05-1165) またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

年金事務所窓口での相談や手続きは、予約受付専用電話(0570-05-4890) で予約を受け付けしています。

手続き① 受給権者死亡届の提出 おくやみ 窓口 一

手続き詳細	期 限
年金を受け取っていた方が亡くなられ、「未支給年金」「遺族厚生年金」の手続きに該当しない場合は、亡くなられた日から10日(国民年金を受給されていた方は14日)以内に死亡の届け出が必要です。ただし、日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、原則として省略できます。	速やかに 手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	
<ul style="list-style-type: none"> ①受給権者死亡届 (報告書) ②年金証書 ③死亡を証する書類 (死亡診断書のコピーや住民票 (除票) の写し、除籍の記載がある戸籍抄本等) ④届け出する方の本人確認ができるもの 	
問い合わせ先	
<p>【手続きする方のお近くの年金事務所】</p> <p>※足立区の場合</p> <p>足立年金事務所 ☎ 03-3604-0111</p> <p>〒120-8580 足立区綾瀬2-17-9</p> <p>JR常磐線、東京メトロ千代田線「綾瀬駅」下車東口より徒歩5分</p>	

MEMO

手続き② 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
<p>年金を受け取っていた方が亡くなられたときは、亡くなられた月分までの年金を「未支給年金」として請求できます。未支給年金の手続きは、死亡の届け出も同時に行います。</p> <p>※ご遺族の状況等により、以下の「必要なもの」以外にも提出が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。</p> <p>【請求先】 手続きする方のお近くの年金事務所</p>	<p>亡くなられた方の年金支払日の翌月の初日から5年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>亡くなられた方と生計を同じくしていた方で、次の順です。 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他 ①から⑥以外の三親等内の親族</p>
<p>必要なもの</p> <p>①未支給年金・未支払給付金請求書および受給権者死亡届（報告書）</p> <p>②年金証書</p> <p>③戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本・除籍謄本）または法定相続情報一覧図[*]の写し等（亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの）</p> <p>※ 57 ページ 参照</p> <p>④住民票の写し（本籍と続柄の記載があるもの。コピー不可） ア 亡くなられた方の住民票（除票）の写し ※亡くなられた方の基礎年金番号が不明の場合は必須 イ 請求者の世帯全員の住民票の写し</p> <p>⑤生計同一関係に関する申立書 ※亡くなられた方と請求者が別世帯の場合</p> <p>⑥請求者名義の預金通帳等</p> <p>⑦手続きする方の本人確認ができるもの</p> <p>⑧委任状（請求者以外の方が代理で手続きする場合） ※③④は、死亡日以降に交付されたもの ※請求者の「マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、通知カード（住民票と一致しているもの）等）」および「身元（実存）確認の書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）、マイナンバーカード、身体障害者手帳等）」を提示した場合、上記③（請求する方が配偶者または遺族年金を請求する子の場合）および④イの書類を原則省略できます。その他の身元（実存）確認の書類は、お問い合わせください。</p>	
<p>問い合わせ先</p> <p>【手続きする方のお近くの年金事務所】 ※足立区の場合 足立年金事務所 ☎ 03-3604-0111 〒120-8580 足立区綾瀬 2-17-9 JR常磐線、東京メトロ千代田線「綾瀬駅」下車東口より徒歩5分</p>	

厚生年金に加入または受給している

手続き③ 遺族厚生年金の請求

手続き詳細

被保険者（加入者）または被保険者であった方が、次の要件のいずれかに該当した場合、その方のご遺族が請求すると支給されます。

- ①被保険者が亡くなられたとき
- ②被保険者であった間に初診日のある傷病によって、初診日から5年以内に亡くなられたとき
- ③1級または2級の障害厚生年金の受給権者が亡くなられたとき
- ④資格期間が25年以上ある老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金の受給資格期間が、25年以上ある方が亡くなられたとき

※ただし、①②の場合は、一定の被保険者期間（一定の保険料を納付していること）が必要です。

※ご遺族の状況等により、右記の「必要なもの」以外にも提出が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【受けられる遺族の順位】

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 の順です。

※受給権を満たしている先順位者がいるときは、後順位者は遺族厚生年金を受けるご遺族とはなりません。

【支給停止】

- ①労働基準法に基づき遺族補償が行われるときは、6年間支給停止
- ②子に対する遺族厚生年金は、配偶者に受給権がある間は支給停止
- ③遺族基礎年金を受けられない夫に対する遺族厚生年金は、60歳までは支給停止
- ④父母、祖父母に対する遺族厚生年金は60歳までは支給停止

【請求先】

手続きする方のお近くの年金事務所

期 限

速やかに

手続き可能な人

亡くなられた当時、その方によって生計を維持されていた^{*1} 配偶者、子、父母、孫、祖父母^{*2}

(※1) 生計を維持されていたとは、亡くなられた当時、亡くなられた方と生計を同じくしていた年収が850万円未満と認められるご遺族のことです。

(※2) 妻以外の方については、次の要件に該当することが必要です。

- ①子と孫については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する子で、婚姻していないこと。
- ②夫、父母、祖父母については、55歳以上であること。

必要なもの

- ①年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）
- ②亡くなられた方と請求する方の基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類（提出できないときは、その理由書）
- ③亡くなられた方の年金証書（公的年金を受けているとき）
- ④戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本・除籍謄本）または法定相続情報一覧図^{*}の写し（亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの）

※ 57 ページ 参照

- ⑤住民票の写し（本籍と続柄の記載があるもの。コピー不可）
 - ア 亡くなられた方の住民票（除票）の写し
 - イ 請求者の世帯全員の住民票の写し
- ⑥死亡診断書のコピー
- ⑦請求者の所得証明書・課税証明書
- ⑧お子さんが高校生の場合は学生証のコピーまたは在学証明書
- ⑨請求者名義の預金通帳等
- ⑩手続きする方の本人確認ができるもの
- ⑪委任状（請求者以外の方が代理で手続きする場合）

※④⑤は、死亡日以降で提出日から6か月以内に交付されたもの

※請求者の「マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、通知カード（住民票と一致しているもの）等）」および「身元（実存）確認の書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）、マイナンバーカード、身体障害者手帳等）」を提示した場合、上記④（請求する方が亡くなった方の配偶者または子の場合）⑤イおよび⑦の書類を原則省略できます。その他の身元（実存）確認の書類は、お問い合わせください。

※年金を受け取る権利の発生から5年を経過したときは、5年以上前の分は時効によりお受け取りできません。

問い合わせ先

【手続きする方のお近くの年金事務所】

※足立区の場合

足立年金事務所 ☎ 03-3604-0111

〒120-8580 足立区綾瀬2-17-9

JR常磐線、東京メトロ千代田線「綾瀬駅」下車東口より徒歩5分

紙おむつの助成金の決定を受けている

手続き 未請求分の請求

おくやみ
窓口 ー

手続き詳細	期 限
<p>区から紙おむつの助成金を受けていた方が亡くなられ、未請求分がある場合は、請求手続きが必要です。</p> <p>※請求が可能な方は、<u>事前に給付決定を受けていた方</u>です。</p> <p>※詳しくはお問い合わせの上、ご来庁ください。</p>	<p>請求可能月は3月、7月、11月 請求期限は紙おむつ利用月から1年以内</p>
<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族（相続人）の方</p>	
<p>必要なもの</p> <p>①病院等で発行された紙おむつの領収書（原本とコピー） ※入院期間の記載がない場合は入院期間がわかる病院の領収書が必要</p> <p>②ご遺族の預金通帳</p> <p>③ご遺族の印鑑《スタンプ印不可》</p> <p>④受給者との親族関係を証明する書類（戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）等） ※住民票上で別世帯の場合にのみ必要</p>	
<p>問い合わせ先</p> <p>高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係 本庁舎北館1階 ☎ 03-3880-5257 FAX 03-3880-5614</p>	

見守りサービス助成給付決定を受けている

手続き 未請求分の請求

おくやみ
窓口 ー

手続き詳細	期 限	手続き可能な人
<p>見守りサービス助成給付決定を受けた方が亡くなられ、未請求分がある場合、請求手続きが必要です。</p> <p>※請求が可能な方は、<u>事前に給付決定を受けていた方</u>です。</p> <p>※詳しくはお問い合わせの上、ご来庁ください。</p>	<p>【初期設置費用】 随時（交付決定時に通知した期日まで） 【利用料】 請求可能月は3月、7月、11月（当該利用料に係る見守りサービスを利用した月から1年以内）</p>	<p>請求できる方には条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。</p>
<p>必要なもの</p> <p>①契約書および支払いを証する書類（原本とコピー）</p> <p>②請求者の預金通帳</p> <p>③請求者の印鑑《スタンプ印不可》</p> <p>④亡くなられた方との親族関係を証明する書類（戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）等） ※住民票上で別世帯の場合にのみ必要</p> <p>⑤区で必要とする書類（お問い合わせください）</p>		
<p>問い合わせ先</p> <p>高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係 本庁舎北館1階 ☎ 03-3880-5257 FAX 03-3880-5614</p>		

徘徊高齢者位置検索システム助成決定を受けている

手続き 未請求分の請求

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
<p>介護者が亡くなられ、未請求分がある場合、請求手続きが必要です。</p> <p>※請求が可能な方は、<u>事前に給付決定を受けていた方</u>です。</p> <p>※詳しくはお問い合わせの上、ご来庁ください。</p>	<p>【加入料】 随時（契約日から3ヶ月以内）</p> <p>【検索料】 請求可能月は3月、7月、11月（検索料発生月（令和7年3月以前の月に限る。）後に到来する直近の請求月の末日から1年以内）</p> <p>【利用料】 請求可能月は3月、7月、11月（当該利用料に係る位置検索システムを利用した月（令和7年4月以降の月に限る。）から1年以内）</p>
<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族（相続人）の方</p>	
<p>必要なもの</p> <p>①契約書および支払いを証する書類（原本とコピー）</p> <p>②請求者の預金通帳</p> <p>③請求者の印鑑《スタンプ印不可》</p> <p>④亡くなられた方との親族関係を証明する書類（戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）等）</p> <p>※住民票上で別世帯の場合にのみ必要</p>	
<p>問い合わせ先</p> <p>高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係 本庁舎北館1階 ☎ 03-3880-5257 FAX 03-3880-5614</p>	

MEMO

各種障がい者福祉サービスを利用している

手続き① 未支給分の請求（障がい者福祉手当、難病患者福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当）

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	手続き可能な人	
受給者が亡くなられ、未支給分（死亡月まで支給）がある場合は請求できます。	亡くなられた方と住民票上同一世帯だった親族の方	
期 限	必要なもの	
【障がい者福祉手当、難病患者福祉手当】 亡くなられた日から5年以内 【特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当】 亡くなられた日から2年以内	請求者名義の口座がわかるもの	
問い合わせ先		
障がい福祉課障がい給付係 本庁舎北館1階 ☎ 03-3880-5472 FAX 03-3880-5754 ※上記のほか、障がい援護課各援護係でも手続き可		
【精神障がいにより障がい者福祉手当を受給している方】 中央本町地域・保健総合支援課（足立保健所内） ☎ 03-3880-5358 FAX 03-3880-6998		

手続き② 未支給分の請求（重度心身障害者手当）

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	
受給者が亡くなられ、未支給分（死亡月まで支給）がある場合は請求できます。	
期 限	手続き可能な人
亡くなられた日から5年以内	親族の方または代行者の方
必要なもの	
①請求者名義の口座がわかるもの ②戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）等（亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの） ※亡くなられた方と請求者が別居の場合 ③介護状況に関する申立書 ※亡くなられた方と請求者が別居の場合	
問い合わせ先	
障がい福祉課障がい給付係 本庁舎北館1階 ☎ 03-3880-5472 FAX 03-3880-5754 ※上記のほか、障がい援護課各援護係でも手続き可	

手続き③

各種サービスの届出・返還（福祉タクシー・自動車燃料助成券、心身障がい者用電話貸与・料金助成、緊急通報システム、巡回入浴サービス、訪問理美容サービス）

おくやみ
窓口 一

手続き詳細

■上記のサービスを受けている方が亡くなられたときは、届出をしてください。

■未使用の福祉タクシー・自動車燃料助成券がある場合は、ご返還ください。

期 限	手続き可能な人	必要なもの
特になし	ご遺族の方	【福祉タクシー・自動車燃料助成券受給者の場合】 未使用の福祉タクシー・自動車燃料助成券

問い合わせ先

障がい福祉課障がい給付係 本庁舎北館1階 ☎ 03-3880-5472 FAX 03-3880-5754

※上記のほか、障がい援護課各援護係でも手続き可

手続き④

受給者証の返還（心身障害者医療費助成制度（マル障））

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
心身障害者医療費助成制度受給者証（マル障）をお持ちの方が亡くなられたときは、受給者証を窓口へご返還ください。	特になし
必要なもの	手続き可能な人
心身障害者医療費助成制度受給者証	特になし

手続き⑤

医療助成費の請求（心身障害者医療費助成制度（マル障））

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられ、医療助成費の未請求分がある場合は請求できます。	医療費を支払った日の翌日から5年以内
	手続き可能な人
	相続する方
必要なもの	
①請求者名義の口座がわかるもの	
②領収書	
③戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本） ※亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの	
④委任状もしくは念書（用紙は問い合わせ先窓口にあります）	

手続き④⑤ 問い合わせ先

障がい福祉課障がい給付係 本庁舎北館1階 ☎ 03-3880-5472 FAX 03-3880-5754

※上記のほか、障がい援護課各援護係でも手続き可

【精神障がいによりマル障を利用している方】

中央本町地域・保健総合支援課（足立保健所内） ☎ 03-3880-5358 FAX 03-3880-6998

各保健センター

身体障害者手帳・愛の手帳を所持している

手続き 手帳および乗車券等の返還

 おくやみ
窓口 一

手続き詳細		期 限
手帳および乗車券等をご返還ください。 ※なお、身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方を介護している方が亡くなり、新たな介護サービス等の利用が必要になった際はご相談ください。		速やかに 手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先	
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 愛の手帳 都営交通無料乗車券 民営バス乗車割引証 	障がい援護課中部援護第一係・二係 本庁舎北館1階 ☎ 03-3880-5881 ~ 2 FAX 03-3880-5754 各援護係	

精神障害者保健福祉手帳を所持している

手続き 手帳の返還

 おくやみ
窓口 一

手続き詳細		期 限
精神障害者保健福祉手帳をご返還ください。 ※なお、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を介護している方が亡くなり、新たな障がい福祉サービスの利用が必要になった際はご相談ください。		速やかに 手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先	
精神障害者保健福祉手帳	中央本町地域・保健総合支援課（足立保健所内） ☎ 03-3880-5358 FAX 03-3880-6998 各保健センター ※返還は中央本町地域・保健総合支援課（足立保健所内）のほか、各保健センター、衛生管理課（本庁舎南館2階）でもできます。	

MEMO

児童手当等の支給対象児または受給者

手続き① 保護者の死亡に伴う未支払の児童手当の請求

 おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
児童手当を受給されていた保護者の方が亡くなられたとき、亡くなられた月までの未支払の児童手当がある場合は、請求手続きが必要となります。	亡くなられた日の翌日から2年以内
	手続き可能な人 支給対象のお子さんの中で一番年上のお子さん
必要なもの	問い合わせ先
支給対象のお子さんの中で一番年上のお子さん名義の預金通帳	親子支援課児童手当係 本庁舎中央館3階 ☎ 03-3880-6492 FAX 03-3880-5573

手続き② 子どもの死亡に伴う児童手当の支払い

 おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
支給対象のお子さんが亡くなられたとき、亡くなられた月までの手当が支給されます。手続きは不要です。	特になし
	手続き可能な人 特になし
問い合わせ先	必要なもの
親子支援課児童手当係 本庁舎中央館3階 ☎ 03-3880-6492 FAX 03-3880-5573	特になし

手続き③ 新たに遺児の保護者となられる方の児童手当の請求

 おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
【支給開始時期】 ①請求した月の翌月分から支給開始となります。 ②やむを得ず月末までに請求ができない場合は、死亡した日の翌日から15日以内に請求すれば、死亡した日の属する月の翌月分から支給開始となります。	申請された月の翌月からが支給対象月となります。(15日特例あり)
手続き可能な人	
18歳年度末までのお子さんを養育することとなった方で足立区に住民登録のある方 ※ご自身が対象になるか分からない場合は下記担当までお問い合わせください。 ※請求者が公務員の方は、職場での申請となります。	
必要なもの	
請求者とお子さんとの関係により提出していただく書類が異なるため、あらかじめ係の窓口へご確認ください。	
問い合わせ先	
親子支援課児童手当係 本庁舎中央館3階 ☎ 03-3880-6492 FAX 03-3880-5573	

児童手当等の支給対象児または受給者

手続き④ 子ども医療費助成に関する届出

 おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
子ども医療証に記載されている保護者の方が亡くなられたときは、お手続きください。 ※子ども医療証を交付されていたお子さんが亡くなられたときは手続き不要です。 有効期限内の医療証は窓口に戻してください。	速やかに
手続き可能な人 足立区に住民登録があり、健康保険に加入している 18 歳年度末までのお子さんを養育することとなった方	
必要なもの 請求者とお子さんとの関係により提出していただく書類が異なる場合があるため、あらかじめ係の窓口へご確認ください。	
問い合わせ先 親子支援課子ども医療費給付係 本庁舎中央館 3 階 ☎ 03-3880-5923 FAX 03-3880-5573	

ひとり親家庭等になられた方

手続き 児童育成手当・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成に関する届出

 おくやみ
窓口 一

手続き詳細	
18 歳未満（高校生以下）のお子さんの父または母が亡くなられた場合、受給できる場合があります。申請が必要ですので、お問い合わせください。	
期 限	手続き可能な人
できるだけ速やかに ※申請月の翌月から支給開始	死亡等で両親や一方の親がいないお子さんの養育者
必要なもの ①請求者名義の預金通帳 ②請求者とお子さんの戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本） ③賃貸契約書や公営住宅使用許可書（賃貸の場合） ④健康保険情報のわかるもの（申請者と 18 歳以下（障がいのあるお子さんは 20 歳未満）のお子さん全員分） ※必要な書類は世帯の状況により異なります。申請前に係の窓口でご相談ください。 ※証明書類は発行日から 1 か月以内のものがが必要です。	
問い合わせ先 親子支援課ひとり親手当・医療係 本庁舎中央館 3 階 ☎ 03-3880-5883 FAX 03-3880-5573	

ひとり親家庭等の手当を受給していた・医療費助成を利用していた

手続き① 未支払手当の請求(利用していた方が亡くなられたとき)

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
<p>■児童育成手当(育成手当)・児童扶養手当を受給されている方が亡くなられたとき、亡くなられた月までの未支払の手当がある場合は、請求手続きが必要です。</p> <p>■ひとり親家庭等医療費助成を利用している方が亡くなられたときは、亡くなられた日までが助成対象となります。そのため、新たにお子さんを養育する方の医療費の助成は、死亡日の翌日から開始となります(ただし、死亡後15日以内に申請した場合に限る)。</p> <p>■新たにお子さんを養育する方は、前ページの「児童育成手当・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成に関する届出」をご覧ください。</p>	<p>【児童育成手当】亡くなられた日以降の手当支給日から5年以内</p> <p>【児童扶養手当】亡くなられた日以降の手当支給日から2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>支給対象のお子さんの中で一番年上のお子さん</p>
必要なもの	
<p>①お子さん名義の預金通帳</p> <p>②死亡日が記載された戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)</p> <p>※足立区民の場合は原則不要</p> <p>③児童扶養手当証書</p>	<p>④ひとり親家庭等医療証(マル親医療証)</p> <p>⑤都営交通無料乗車券</p> <p>⑥JR特定者資格証明書・購入証明書</p> <p>※③～⑥についてはお持ちの方のみ</p>
問い合わせ先	
<p>親子支援課ひとり親手当・医療係 本庁舎中央館3階</p> <p>☎ 03-3880-5883 FAX 03-3880-5573</p>	

手続き② 死亡の届出(お子さんが亡くなられたとき)

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
<p>■児童育成手当(育成手当)・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けていたお子さんが亡くなられたときは、届け出が必要です。</p> <p>■届け出後、手当については亡くなられた月までの分が支給され、医療費助成については亡くなられた日までが助成対象となります。</p>	<p>【児童育成手当】亡くなられた日以降の手当支給日から5年以内</p> <p>【児童扶養手当】亡くなられた日以降の手当支給日から2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>受給者</p>
必要なもの	
<p>①児童扶養手当証書</p> <p>②ひとり親家庭等医療証(マル親医療証)</p> <p>③都営交通無料乗車券</p>	<p>④JR特定者資格証明書・購入証明書</p> <p>※①～④についてはお持ちの方のみ</p>
問い合わせ先	
<p>親子支援課ひとり親手当・医療係 本庁舎中央館3階</p> <p>☎ 03-3880-5883 FAX 03-3880-5573</p>	

新たに障がいのあるお子さんを養育する

手続き 児童育成手当（障害手当）・特別児童扶養手当の申請

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
一定の障がいの状態にある20歳未満のお子さんを新たに養育される方は、受給できる場合があります。申請が必要ですので、お問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	一定の障がいの状態にある お子さんの養育者

必要なもの

- ①障がいの状態を確認できるもの
 - ②請求者名義の預金通帳
 - 【以下は特別児童扶養手当のみ】
 - ③請求者とお子さんの戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）
 - ④マイナンバーを確認できる書類
- ※必要な書類は世帯の状況により異なります。申請前に係の窓口でご相談ください。
※証明書類は発行日から1か月以内のものがが必要です。

問い合わせ先

親子支援課ひとり親手当・医療係 本庁舎中央館3階
☎ 03-3880-5883 FAX 03-3880-5573

MEMO

障がいのあるお子さんを養育している

手続き ①

受給している方の死亡に伴う未支払の児童育成手当（障害手当）・特別児童扶養手当の請求

おくやみ
窓口 ー

手続き詳細	期 限
<p>■児童育成手当（障害手当）・特別児童扶養手当を受給されている方が亡くなったとき、亡くなった月までの未支払の手当がある場合は、請求手続きが必要です。</p> <p>■新たにお子さんを養育する方は受給者を変更するお手続きが必要ですので、お問い合わせください。</p>	<p>【児童育成手当】亡くなった日以降の手当支給日から5年以内</p> <p>【特別児童扶養手当】亡くなった日以降の手当支給日から2年以内</p>
	手続き可能な人
	支給対象のお子さんの中で一番年上のお子さん
問い合わせ先	必要なもの
親子支援課ひとり親手当・医療係 本庁舎中央館3階 ☎ 03-3880-5883 FAX 03-3880-5573	支給対象のお子さんの中で一番年上のお子さん名義の預金通帳

手続き ②

死亡の届出（お子さんが亡くなったとき）

おくやみ
窓口 ー

手続き詳細	期 限
児童育成手当（障害手当）・特別児童扶養手当の支給対象のお子さんが亡くなったときは、届け出が必要です。届け出後、亡くなった月までの手当が支給されます。	<p>【児童育成手当】亡くなった日以降の手当支給日から5年以内</p> <p>【特別児童扶養手当】亡くなった日以降の手当支給日から2年以内</p>
	手続き可能な人
	受給者
問い合わせ先	必要なもの
親子支援課ひとり親手当・医療係 本庁舎中央館3階 ☎ 03-3880-5883 FAX 03-3880-5573	特になし

MEMO

住民税等（特別区民税・都民税・森林環境税）が課税されている

住民税等の賦課期日（基準日）は、1月1日です。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で前年の1月から12月に一定額以上の所得があった場合は、住民税等がかかります（納税通知書は6月にお送りします）。この場合、納税義務は亡くなられた方の相続人に承継され、相続人が住民税等を納めることになります。

手続き① 届出と納付

おくやみ
窓口 ー

手続き詳細

【給与から徴収されていた方】

- ① 給与から天引き（特別徴収）できなくなった税額については、個人で納付する方法（普通徴収）に切り替わり、相続人が納めていただくことになります。
- ② 勤めていた会社等（特別徴収義務者）が給与所得者異動届出書を課税課あてに提出することにより、普通徴収に切り替わります。

【年金から徴収されていた方】

- ① 年金からの天引き（特別徴収）ができなくなった税額については、個人で納付する方法（普通徴収）に切り替わり、相続人が納めていただくことになります。
- ② 戸籍上の死亡の手続きをすることにより、普通徴収に切り替わります。

期 限	手続き可能な人	必要なもの
納期限までに	特になし	特になし

問い合わせ先

課税課課税第一～三係 本庁舎中央館1階
☎ 03-3880-5231、5232、5418 FAX 03-5681-7665

手続き② 納税通知書および納付書の送付

おくやみ
窓口 ー

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> ■ 相続人のうち一人を代表者として納税通知書および納付書をお送りいたします。その際に、亡くなられた方の配偶者・死亡届出人・同世帯であること等を考慮し、区が代表者を指定します。 ■ 足立区が指定する代表者とは別の方が相続人代表者となる場合は、「相続人代表者指定（変更）届」を提出していただきますのでご連絡ください。 	特になし
	<p>手続き可能な人</p> <p>承継人</p>

必要なもの

【変更する場合】「相続人代表者指定（変更）届」

問い合わせ先

課税課課税第一～三係 本庁舎中央館1階
☎ 03-3880-5231、5232、5418 FAX 03-5681-7665

手続き③ 収入申告について

おくやみ
窓口 ー

手続き詳細	期 限
<p>■亡くなられた方に一定以上の所得があり未申告の場合は、相続人が期限までに申告してください。申告期限の直前以降にお亡くなりになった場合は速やかに申告してください。</p> <p>■亡くなられた時期や収入によって、申告が必要かどうか異なりますので、ご不明な場合はご連絡ください。</p> <p>※相続税・所得税に関しては税務署にお尋ねください。</p>	<p>3月15日</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>承継人</p>
<p>必要なもの</p> <p>①亡くなられた方の源泉徴収票等の所得等がわかる書類 ②社会保険料の控除証明書や医療費の明細書等 ※税務署に確定申告をした場合は、区役所に申告する必要はありません。</p>	
<p>問い合わせ先</p> <p>課税課課税第一～三係 本庁舎中央館1階 ☎ 03-3880-5231、5232、5418 FAX 03-5681-7665</p>	

手続き④ 相続放棄をした場合の手続き

おくやみ
窓口 ー

手続き詳細	期 限
<p>納税義務者が亡くなられた後、相続人が相続放棄をすれば、納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」のコピーを課税課へ提出してください。</p> <p>※相続放棄の手続きについては管轄の家庭裁判所へお尋ねください。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p> <p>相続放棄申述受理通知書の写し（コピー）</p>	
<p>問い合わせ先</p> <p>【お手元に亡くなられた方の納税通知書等がある場合】 納税課滞納整理第一係 本庁舎中央館1階 ☎ 03-3880-5236 FAX 03-3880-5612</p> <p>【上記以外の場合】 課税課課税第一～三係 本庁舎中央館1階 ☎ 03-3880-5231、5232、5418 FAX 03-5681-7665</p>	

原動機付自転車等を持っていた

手続き 原動機付自転車（125cc 以下のバイク）・
小型特殊自動車の手続き

おくやみ
窓口 **—**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が原動機付自転車等を持っていた場合には、「廃車・名義変更」の届け出が必要です。詳細はお問い合わせください。	3 月末日
	手続き可能な人
	承継者
必要なもの	
①ナンバープレート ②標識交付証明書 ③名義変更の場合は、上記書類と「承継者用 譲渡証明書」が必要です。	
問い合わせ先	
課税課軽自動車税係 本庁舎中央館 1 階 ☎ 03-3880-5848 FAX 03-5681-7665	

MEMO

区営住宅に住んでいる（使用名義人が亡くなったとき）

手続き ①

返還届の提出（単身世帯または使用权の承継ができない場合）

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
詳細はお問い合わせください。	返還日から 14 日以内
必要なもの	手続き可能な人
返還届	親族または同居者
問い合わせ先	
住宅課住宅管理係 本庁舎中央館 4 階 ☎ 03-3880-5938 FAX 03-3880-5615	

手続き ②

使用权の承継（原則として配偶者のみ）

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
詳細はお問い合わせください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
①区営住宅使用权承継許可申請書 ②請書 ③誓約書	同居者
問い合わせ先	
住宅課住宅管理係 本庁舎中央館 4 階 ☎ 03-3880-5938 FAX 03-3880-5615	

区営住宅に住んでいる（同居者が亡くなったとき）おくやみ
窓口 一

手続き

変更届の提出

手続き詳細	期 限
詳細はお問い合わせください。 ※都営 / 都民 / 公社住宅・UR賃貸住宅については、直接各センターにお問い合わせください（52、61 ページ参照）。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
区営住宅世帯員変更届	使用名義人または同居者
問い合わせ先	
住宅課住宅管理係 本庁舎中央館 4 階 ☎ 03-3880-5938 FAX 03-3880-5615	

不動産（土地・建物）を相続した

手続き① 登記の名義変更

 おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> ■相続による不動産の取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが法律で義務付けられています。 ■そのまま放置をすると、必要となる書類の取得ができなくなったり、新たな相続が発生する等、手続きが複雑となります。 	相続による不動産の取得を知ってから3年以内
	手続き可能な人 お問い合わせください。
問い合わせ先 東京法務局登記電話案内室 ☎ 03-5318-0261	必要なもの お問い合わせください。

手続き② 法定相続情報一覧図の作成

 おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
銀行（預貯金の払い戻し）や税務署（相続税の申告）等の各機関ごとに戸籍謄本を用意・提出する必要がなくなります。 ※詳しくは57ページをご覧ください。	特になし
	手続き可能な人 お問い合わせください。
問い合わせ先 東京法務局登記電話案内室 ☎ 03-5318-0261	必要なもの お問い合わせください。

手続き③ 相続を受けた建物が空き家となった場合

 おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> ■相続を受けた建物が空き家となった場合、適切な管理がされていないと法律に基づく指導や勧告の対象となり、固定資産税等にかかる住宅用地特例の適用除外となることがあります。 ■所有する空き家の管理・活用方法や売却・解体についてお困りの方へ、専門家による相談会を開催しております。詳細は区ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。 	特になし
	手続き可能な人 特になし
	必要なもの 特になし
問い合わせ先 開発指導課建築紛争・空き家担当 本庁舎中央館4階 ☎ 03-3880-5737 FAX 03-3880-5615	

手続き④ 家屋または土地譲渡所得控除の手続き

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
<p>■被相続人の居住家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたもの）および土地を相続した人が、相続開始日（被相続人の死亡日）から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたもの）に限り、その敷地を含む）または土地を譲渡した場合、もしくは当該譲渡の時から譲渡日の属する年の翌年2月15日までに以下の①または②のいずれかに該当した場合、一定の要件を満たせば当該家屋または土地の譲渡所得から3,000万円（相続人が3人以上の場合は2,000万円）が控除されます。</p> <p>① 当該家屋が耐震基準に適合することとなった場合</p> <p>② 当該家屋の全部の取り壊しもしくは除却がされ、もしくはその全部が滅失した場合</p> <p>■上記の特例の適用を受ける場合は、被相続人居住用家屋等確認書の交付を受ける必要があります。詳しくはお問い合わせください。</p>	特になし
	手続き可能な人
	特になし
	必要なもの
	特になし
問い合わせ先	
<p>【制度や適用の可否に関すること】 相続した方の住所地の税務署</p> <p>【確認申請に関すること】 開発指導課老朽家屋・空き家担当 本庁舎中央館4階 ☎03-3880-6497 FAX03-3880-5615</p>	

MEMO

工場・指定作業場等の設置者

手続き 届出の提出

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」および環境関係法令で定められた工場・指定作業場（機械を用いた製造業、駐車場、クリーニング業等）および井戸の設置者が亡くなられたときは、届出が必要です。 ※詳細は、下記にお問い合わせください。	【工場・指定作業場】 30 日以内 【井戸】 特になし
	手続き可能な人
	ご遺族や事業承継者の方
	必要なもの
	お問い合わせください。
問い合わせ先	
生活環境保全課公害規制係 本庁舎南館 11 階 ☎ 03-3880-5304 FAX 03-3880-5604	

郵便等投票証明書被交付者

手続き 郵便等投票証明書の返還

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
郵便等投票とは、選挙の際、特定の身体障がい等のため、投票所へ行けない方が利用できる制度です。郵便等投票証明書の交付を受けていた場合は、ご返還ください（郵送可）。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
郵便等投票証明書	特になし
問い合わせ先	
選挙管理委員会事務局管理係 本庁舎南館 6 階 ☎ 03-3880-5581 FAX 03-3880-5661	

農地を相続した

手続き 届出の提出

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
農地法の規定により、農地（登記上の地目が田・畑の土地）を相続された方は農業委員会へ届出をしてください。 【足立区内の農地を相続された方】 足立区農業委員会へ届出をしてください。 【足立区外の農地を相続された方】 農地の所在する区市町村の農業委員会へ届出をしてください。農業委員会が設置されていない場合は、その区市町村の農地法担当部局に届出をお願いします。 ※手続き等の詳細は、下記にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続された方
	必要なもの
	お問い合わせください。
問い合わせ先	
農業委員会（産業振興課農業振興係） 本庁舎南館 4 階 ☎ 03-3880-5866 FAX 03-3880-5605	

公害認定患者および遺族補償費受給者

手続き ① 死亡届の提出

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
公害医療手帳をお持ちの方および遺族補償費受給者が亡くなられたときは、死亡届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	戸籍法の規定による死亡届出義務者
必要なもの	
①公害医療手帳（公害認定患者のみ） ②死亡診断書または死体検案書（両方ともコピーで可）	
問い合わせ先	
衛生管理課公害保健係 本庁舎南館2階 ☎ 03-3880-5893 FAX 03-3880-5602	

手続き ② 遺族補償費または遺族補償一時金、葬祭料の請求

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
認定されていた疾病に起因して亡くなられたと思われる場合は、ご請求ください。請求後、公害健康被害認定審査会を経て支給・不支給が決定されます。	亡くなられた日から2年以内
	手続き可能な人
	①配偶者 ②配偶者がいない場合は子 ③子がない場合は父母、孫、祖父母 および兄弟姉妹の請求順位です。 ※葬祭料については葬祭を行った方
必要なもの	
①死亡診断書（死亡原因の記載があるもの）または死体検案書 ※両方ともコピーで可 ②葬祭代金の領収書 ③戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本） ※亡くなられた方と請求できる方全員が記載されているもの ④住民票の写し（続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。コピー不可） ※亡くなられた方と請求者の世帯全員のもの（足立区民の場合は不要） ⑤請求する方の預金口座情報がわかるもの	
問い合わせ先	
衛生管理課公害保健係 本庁舎南館2階 ☎ 03-3880-5893 FAX 03-3880-5602	

原子爆弾被爆者援護認定者（被爆者健康手帳をお持ちの方）

手続き① 死亡届の提出

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
被爆者健康手帳の交付を受けている方が亡くなられたときは、死亡届を提出してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	戸籍法の規定による死亡届出義務者
必要なもの	
①亡くなられた方の被爆者健康手帳 ③死亡診断書または死体検案書（両方ともコピー可） ②各種手当証書（受給者のみ） ※③については、葬祭料支給申請書に添付してある場合は省略可	
問い合わせ先	
衛生管理課公害保健係 本庁舎南館2階 ☎ 03-3880-5893 FAX 03-3880-5602	

手続き② 葬祭料の支給

おくやみ
窓口 一

手続き詳細	期 限
葬儀を行った方が葬祭料の支給を受けようとする場合は、葬祭料支給申請書を提出してください。 【支給制限】死亡原因が事故・天災等、原子爆弾の影響でないことが明らかな場合は支給されません。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	死亡した被爆者の葬儀を行った方（遺族に限定せず、実際に葬儀を行った方）
必要なもの	
①死亡診断書または死体検案書（両方ともコピー可） ②住民票（除票）の写し（マイナンバーの記載がないもの。コピー不可） ③申請者が葬儀を行ったことを証明できる書類（申請者のフルネームが記載されている領収書等） ④申請する方の預金口座情報のわかるもの	
問い合わせ先	
衛生管理課公害保健係 本庁舎南館2階 ☎ 03-3880-5893 FAX 03-3880-5602	

MEMO

原子爆弾被爆者援護認定者

(健康診断受診者証または健康診断受診票をお持ちの方)

手続き 死亡届の提出

おくやみ
窓口 ー

手続き詳細	期 限
第一種・第二種健康診断受診者証、健康診断受診票の交付を受けている方が亡くなられたときは、死亡届を提出してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	戸籍法の規定による死亡届出義務者
必要なもの	
①亡くなられた方の健康診断受診者証または健康診断受診票 ②医療券（医療費助成認定者のみ） ③死亡を証明する書類 （死亡診断書または死体検案書のコピーや住民票（除票）の写し（マイナンバーの記載がないもの。コピー不可））	
問い合わせ先	
衛生管理課公害保健係 本庁舎南館2階 ☎ 03-3880-5893 FAX 03-3880-5602	

石綿（アスベスト）健康被害を受けていた

手続き ① 死亡届の提出 (石綿健康被害医療手帳をお持ちの方のご遺族)

おくやみ
窓口 ー

手続き詳細	期 限
石綿（アスベスト）健康被害救済制度を受けている方が亡くなられたときは、死亡届を提出してください。 ※葬祭料、未支給の医療費・療養手当、救済給付調整金の給付が受けられる可能性があります。	速やかに
	手続き可能な人
	戸籍法の規定による死亡届出義務者
【提出先】 独立行政法人環境再生保全機構 ☎ 0120-373-922（認定者専用） 〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー9階	
必要なもの	
①死亡届 ②石綿健康被害医療手帳返還届 ③亡くなられた方の石綿健康被害医療手帳	
問い合わせ先	
衛生管理課公害保健係 本庁舎南館2階 ☎ 03-3880-5893 FAX 03-3880-5602	

難病等の医療費助成を受けていた

手続き ①

証書等の返却

特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、**都**医療券（都単独疾病、人工透析、スモン、血友病、B型・C型肝炎、肝がん等）

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
上記の証書等をお持ちの方が亡くなられたときは、病院、薬局等での精算後、受給者証、 都 医療券を保健予防課または各保健センターまでご返却ください。 ※難病患者福祉手当を受給されている方は別途手続きが必要です。詳細は、31ページをご覧ください。	速やかに 手続き可能な人 特になし
必要なもの	
特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、 都 医療券（都単独疾病、人工透析、スモン、血友病、B型・C型肝炎、肝がん等）	
問い合わせ先	
保健予防課保健予防係 本庁舎南館2階 ☎ 03-3880-5892 FAX 03-3880-5602	

手続き ②

証書等の返却 **都**医療券（大気汚染医療費助成）

おくやみ
窓口

手続き詳細	期 限
都 医療券（大気汚染医療費助成）をお持ちの方が亡くなられたときは、医療券を衛生管理課またはお近くの区民事務所までご返却ください。	速やかに 手続き可能な人 特になし
必要なもの	
都 医療券（大気汚染医療費助成）	
問い合わせ先	
衛生管理課公害保健係 本庁舎南館2階 ☎ 03-3880-5893 FAX 03-3880-5602	

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証等）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	速やかに	お近くの年金事務所でお手続きができます。 遺族基礎年金と遺族厚生年金いずれも受給できるご遺族の方は、あわせて受給できます。 年金を受け取る権利の発生から5年を経過したときは、5年以上前の分は時効によりお受け取りできません。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 足立税務署 ☎ 03-3870-8911 西新井税務署 ☎ 03-3840-1111
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

区役所外での主な手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	綾瀬警察署 竹の塚警察署 ☎03-3620-0110 ☎03-3850-0110 千住警察署 西新井警察署 ☎03-3879-0110 ☎03-3852-0110
自動車・二輪自動車	<input type="checkbox"/>	普通自動車・二輪自動車 (125cc超のバイク)	東京運輸支局 足立自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2031
	<input type="checkbox"/>	軽自動車	軽自動車検査協会足立支所 (コールセンター) ☎050-3816-3102
外国籍の方	<input type="checkbox"/>	在留カードおよび特別永 住者証明書の返納等	外国人在留総合 インフォメーションセンター ☎0570-013904
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお問 い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎03-5273-1400
預貯金口座等	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院 給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	足立税務署 西新井税務署 ☎03-3870-8911 ☎03-3840-1111
都税	<input type="checkbox"/>	固定資産税・都市計画税 の申告等	足立都税事務所 ☎03-5888-6211
住宅（都営住宅等）	<input type="checkbox"/>	各機関にお問い合わせく ださい。	都営住宅：東京都住宅供給公社 お客さまセンター ☎0570-03-0071 公社住宅：東京都住宅供給公社 お客さまセンター ☎0570-03-0031 UR賃貸住宅：UR都市機構 城北住まいセンター ☎03-3842-4611
都立霊園	<input type="checkbox"/>	申し込み等	東京都公園協会霊園課 ☎03-3232-3151
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社 ☎0120-15-1515
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、区役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただいてから、区役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

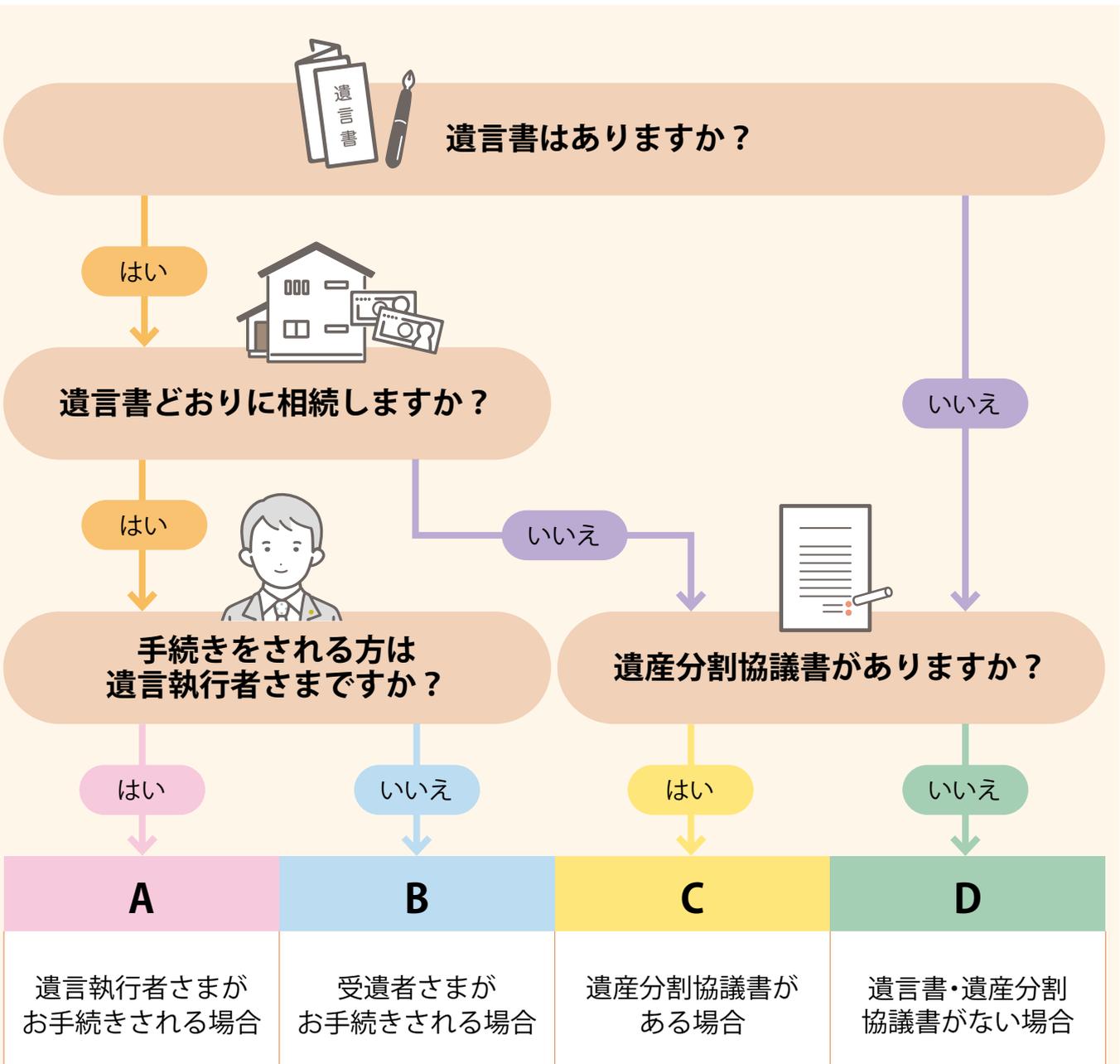
銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う主な手続き

相続について

各資料

代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	区市町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合:遺言執行者分 ・遺言書がない場合:相続人全員分	区市町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	区市町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う主な手続き

相続について

各資料

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

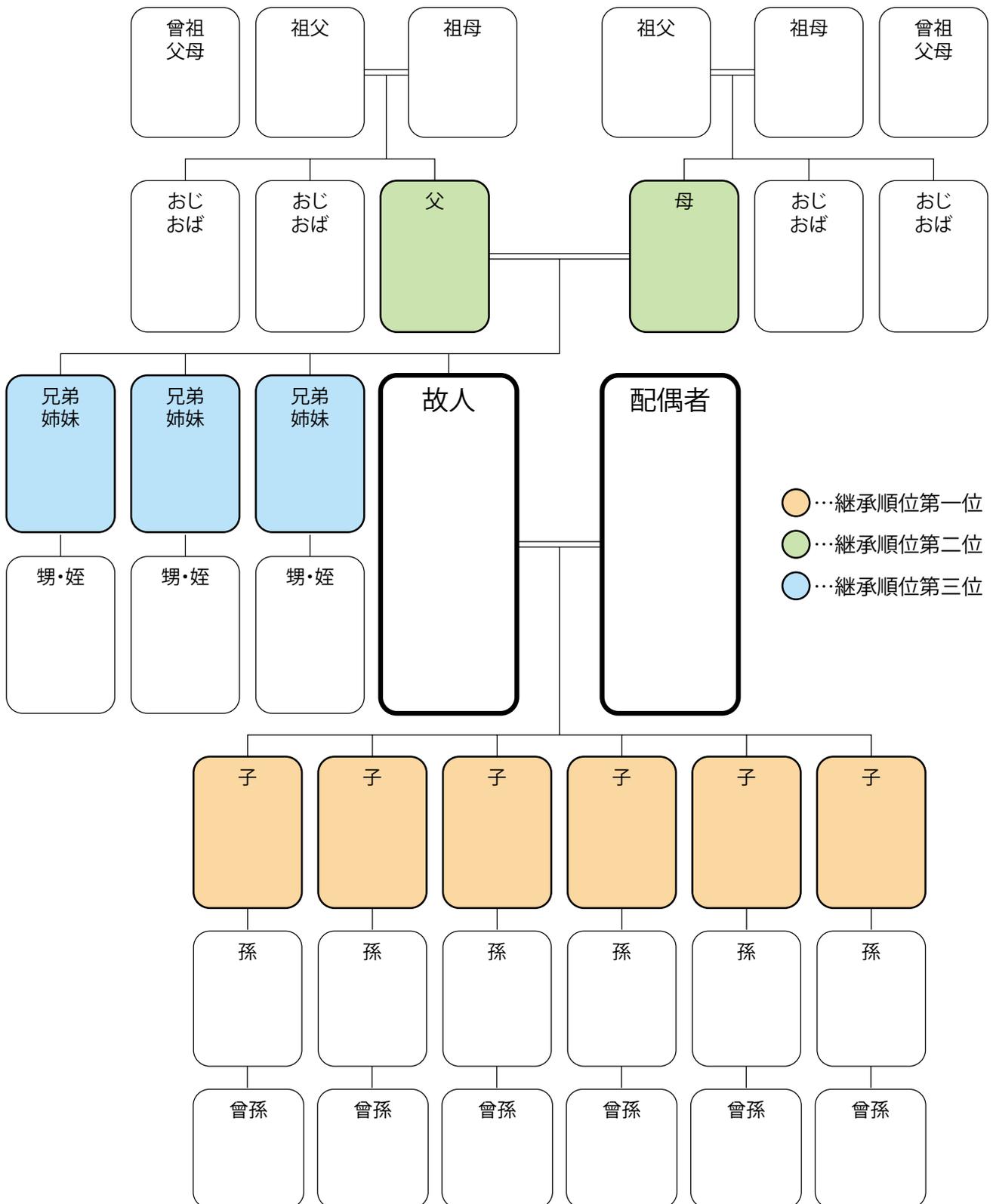
区役所以外で行う主な手続き

相続について

各資料

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるため、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とご相談ください（12ページ参照）。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数
<input type="checkbox"/>	相続登記	3年以内	相続により不動産を取得した場合には、相続登記が必要です。

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う主な手続き

相続について

各資料

あなたの手続きを応援します！

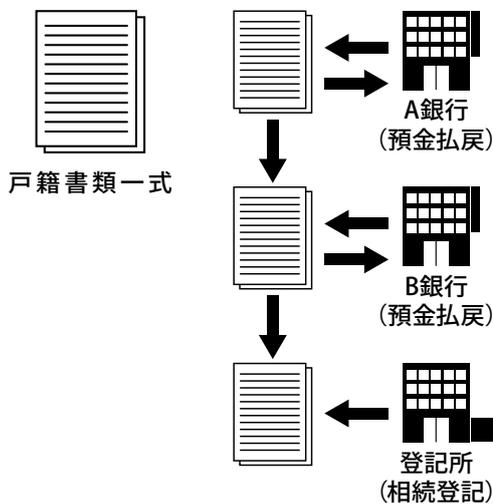
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

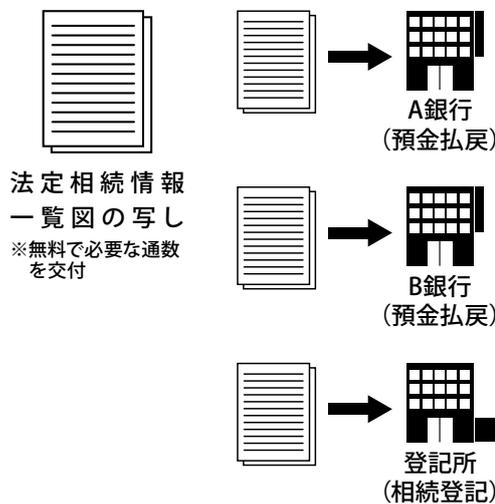
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 区市町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

資料1：担当課・窓口のお問い合わせ先

【おかけの際は、市外局番03をお付けください】

(1) 足立区役所（本庁舎） 中央本町1-17-1・3880-5111（代表）

名 称	電話番号	FAX番号	建物・階数
衛生管理課	衛生管理係	3880-5602	南館2階
	公害保健係		
親子支援課	児童手当係	3880-5573	中央館3階
	子ども医療費給付係		
	ひとり親手当・医療係		
介護保険課	資格保険料係	3880-5621	北館1階
	保険給付係		
開発指導課	老朽家屋・空き家担当	3880-5615	中央館4階
課税課	課税第一係	5681-7665	中央館1階
	課税第二係		
	課税第三係		
	軽自動車税係		
高齢医療・年金課	高齢医療係	3880-5981	北館2階
	資格収納係		
	国民年金係		
高齢者地域包括ケア推進課	在宅支援係	3880-5614	北館1階
国民健康保険課	資格賦課担当	3880-5618	北館2階
	収納管理担当		
	給付担当		
戸籍住民課	戸籍届出係	5681-7662	南館1階
	戸籍証明係	3880-5603	南館3階
	住民記録係	3880-5664	南館1階
	窓口サービス係		
住宅課	住宅管理係	3880-5615	中央館4階
障がい福祉課	障がい給付係	3880-5472	北館1階
障がい援護課	中部援護第一係	3880-5881	
	中部援護第二係		
生活環境保全課	公害規制係	3880-5304	南館11階
選挙管理委員会事務局	管理係	3880-5581	南館6階
農業委員会（産業振興課農業振興係）		3880-5866	南館4階
納税課	滞納整理第一係	3880-5236	中央館1階
保健予防課	保健予防係	3880-5892	南館2階

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う主な手続き

相続について

各資料

資料1：担当課・窓口のお問い合わせ先

(2) 区民事務所

名 称	所 在 地	
伊興	伊興1-24-12	
梅田	梅田7-33-1	エル・ソフィア内
興本	本木東町17-10	興本住区センター内
江南	小台2-4-18	江南センター内
江北	江北3-39-4	江北センター内
佐野	佐野2-43-5	佐野センター内
鹿浜	鹿浜6-8-1	鹿浜センター内
新田	新田2-2-2	新田センター内
千住	千住3-92	千住ミレディア1番館10階
竹の塚	竹の塚2-25-17	竹の塚センター内
舎人	舎人1-3-26	舎人センター内
中川	中川4-43-4	
西新井	西新井1-4-17	西新井センター内
花畑	花畑4-16-8	花畑センター内
東綾瀬	東綾瀬2-3-21	
保塚	保塚町7-16	保塚センター内

(3) 足立福祉事務所

名 称	電話番号	FAX番号	所在地
西部福祉課	3897-5013	3856-7229	鹿浜8-27-15
千住福祉課	3888-3142	3888-5344	千住仲町19-3
中部第一福祉課	3880-5875	6806-3017	中央本町4-5-2 3階
中部第二福祉課	3880-5419	6806-3093	中央本町4-5-2 2階
東部福祉課	3605-7129	5697-6560	東綾瀬1-26-2
北部福祉課	5831-5797	3860-5077	竹の塚2-25-17

(4) 援護係（障がい援護課）

名 称	電話番号	FAX番号	所在地	
西部援護係	3897-5034	3856-7229	鹿浜8-27-15	西部福祉課内
千住援護係	3888-3146	3888-5344	千住仲町19-3	千住福祉課内
中部援護第一係	3880-5881	3880-5754	中央本町1-17-1	本庁舎北館1階
中部援護第二係	3880-5882	3880-5754	中央本町1-17-1	本庁舎北館1階
東部援護係	3605-7520	5697-6560	東綾瀬1-26-2	東部福祉課内
北部援護係	5831-5799	3860-5077	竹の塚2-25-17	北部福祉課内

資料1：担当課・窓口のお問い合わせ先

(5) 保健センター等

名 称	電話番号	FAX番号	所在地
江北保健センター	3896-4004	3856-5529	西新井本町2-30-40
千住保健センター	3888-4277	3888-5396	千住仲町19-3 千住庁舎4階
竹の塚保健センター	3855-5082	3855-5089	西竹の塚1-11-2 エミエルタワー竹の塚2階
中央本町地域 ・保健総合支援課	3880-5358	3880-6998	中央本町1-5-3 足立保健所内
東部保健センター	3606-4171	5697-6561	大谷田3-11-13 (一時移転中)

(6) 地域包括支援センター（令和7年4月1日現在）

名 称	電話番号	FAX番号	所在地
基幹 ※	5681-3373	5681-3374	梅島2-1-20
あだち	3880-8155	3880-4466	足立4-13-22
伊興	5837-1280	5837-1282	伊興3-7-4
入谷	3855-6362	3855-6399	入谷9-15-18
扇	3856-7007	3856-1134	扇1-52-23
江北	5839-3640	5839-3643	江北3-14-1
さの	5682-0157	5682-0158	佐野2-30-12
鹿浜	5838-0825	5838-0826	皿沼2-8-8
新田	3927-7288	3927-7289	新田3-4-10
関原	3889-1487	3887-1407	関原2-10-10
千住西	5244-0248	5244-0249	千住中居町10-10
千寿の郷	3881-1691	3870-6717	柳原1-25-15
千住本町	3888-1510	5813-8336	千住5-13-5
中央本町	3852-0006	3886-0086	中央本町4-14-20
東和	5613-1200	5613-1201	東和4-7-23
中川	3605-4985	3605-9092	中川4-2-14
西綾瀬	5681-7650	5681-7657	西綾瀬3-2-1
西新井	3898-8391	3898-8392	西新井2-5-5
西新井本町	3856-6511	3856-5006	西新井本町2-23-1
はなはた	3883-0048	3883-0351	花畑4-39-11
一ツ家	3850-0300	3850-0370	一ツ家4-2-15
日の出	3870-1184	3870-1244	日ノ出町27-4-112
保木間	3859-3965	3859-6730	保木間5-23-20
本木関原	5845-3330	5845-3338	本木1-4-10
六月	5242-0302	5242-0327	六月1-6-1

※ 緊急時24時間電話対応可

(7) 足立清掃事務所

名 称	電話番号	FAX番号	所在地
足立清掃事務所作業係	3853-2141	3857-5743	東伊興3-23-9

資料2：国・都の機関、住宅のお問い合わせ先

(1) 国・都の機関（登記・税金・年金）

■法務局

- 東京法務局登記電話案内室 ☎ 03-5318-0261
- 東京法務局城北出張所 ☎ 03-3603-4305（音声案内「3」）

■国税

- 足立税務署 ☎ 03-3870-8911 千住旭町 4-21
- 西新井税務署 ☎ 03-3840-1111 栗原 3-10-16

■都税

- 足立都税事務所 ☎ 03-5888-6211 西新井栄町 2-8-15

■年金

- 足立年金事務所 ☎ 03-3604-0111 綾瀬 2-17-9

■自動車等

- 東京運輸支局足立自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2031 南花畑 5-12-1
- 軽自動車検査協会足立支所 ☎ 050-3816-3102 宮城 1-24-20

(2) 住宅

■都営住宅 / 一部の都民住宅 / 公社住宅のお問い合わせ先

- 都営住宅・一部の都民住宅：東京都住宅供給公社 お客さまセンター ☎ 0570-03-0071
- 公社住宅・一部の都民住宅：東京都住宅供給公社 お客さまセンター ☎ 0570-03-0031
- 手続きの窓口 東京都住宅供給公社 西新井窓口センター 栗原 1-2-1

■UR 賃貸住宅のお問い合わせ先

- 各団地の管理事務所
- UR 都市機構 城北住まいセンター ☎ 03-3842-4611 台東区東上野 5-2-5 下谷ビル 4 階

専門家が
お答えします

区民相談室

足立区

相談無料

まずはご予約ください

03-3880-5359

Eメール: kocho@city.adachi.tokyo.jp
FAX: 03-3880-5631

一般相談 こちらの相談のみ予約不要

日常生活のトラブル、借金、相続、離婚などの一般的な相談 [簡単な相談は電話可]。

月～金曜日 午前9時～午後4時



法律相談・交通事故相談

金銭、損害賠償、離婚、各種契約などの法律相談。交通事故に関する相談。

弁護士相談

月～金曜日 午前9時～正午/午後1時～4時

第2土曜日 午前9時30分～午後0時30分
[相談場所：北千住パブリック法律事務所]

第4日曜日 午前9時～正午/午後1時～4時

*第2土曜日・第4日曜日の相談の翌月曜日の午後はお休みになります。

*第2土曜日・第4日曜日の予約は2週間前からできます。詳しくは、お問い合わせください。

社会保険・労務相談

各種年金制度、手続きの相談 [受給額に関する相談は除く]。就業規則、賃金問題、病気の補償、解雇などの相談。

第3火曜日 午後1時～4時

税務相談

税理士相談

相続税、贈与税、所得税などの税金に関する相談。確定申告、事業経理など、その他税務に関する相談。

第1・3金曜日 午後1時～5時

*予約は実施日の前月1日(閉庁日の場合は翌開庁日)からできます。

相続・登記相談

不動産の売買、相続、建物新築などによる登記に関する相談。土地建物の調査、測量に関する相談。

第2水曜日 午後1時～4時

*予約は1か月前からできます。詳しくはお問い合わせください。

不動産相談

借地・借家、更新や立退き、その他不動産に関する相談。

第1・3水曜日 午後1時～4時

行政相談

国道、河川、福祉、年金など国の仕事に関する苦情や相談。

第3金曜日 午後1時～4時

人権・身の上相談

人権に関する身の上相談。

第2火曜日 午後1時～4時

* 足立区在住・在勤・在学の方がご利用できます。
* 上記以外の相談についても相談窓口をご案内いたします。

相談場所

足立区役所 北館2階 区民の声相談課
(注) 第2土曜日の法律相談のみ
北千住パブリック法律事務所

【相談員】

東京都行政書士会足立支部/足立法書会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会/東京都社会保険労務士会足立支部・荒川支部/東京税理士会足立支部・西新井支部/東京司法書士会城北支部/東京土地家屋調査士会足立支部/公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第三ブロック足立区支部/区内行政相談委員/区内人権擁護委員/区相談員

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う主な手続き

相続について

各資料

資料4：コンビニ等での各種証明書取得サービス

(1) コンビニ交付について

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から通常の半額で各種証明書が取得できるサービスです。

※亡くなられた方のマイナンバーカードは、死亡届提出後に機能が停止しますので、ご利用することができなくなります。

窓口手数料
の半額

(2) 取得できる証明書と手数料

取得できる証明書の種類と対象		備考	手数料													
<p>① 戸籍証明書（戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書） ② 戸籍の附票の写し</p> <p>《取得できる方》 足立区に本籍がある方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">本籍地</th> </tr> <tr> <th>区内</th> <th>区外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">住所</th> <th>区内</th> <td>○ 請求可能</td> <td>× 本籍地に確認</td> </tr> <tr> <th>区外</th> <td>▲ 利用登録が必要 ※1</td> <td>× 本籍地に確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>※足立区に本籍があり、区外にお住まいの方は、事前に利用登録をすることでコンビニ交付が利用できます。 →令和6年3月から広域交付が開始となり、お近くの自治体窓口でも取得できます。</p> <p>《取得できる証明書》 請求者と同一の戸籍証明書 「現在の戸籍」のみ (過去の戸籍証明書は窓口での交付となります)</p>				本籍地		区内	区外	住所	区内	○ 請求可能	× 本籍地に確認	区外	▲ 利用登録が必要 ※1	× 本籍地に確認	<p>個人単位の証明書は、亡くなられた方のものは取得できません。 請求者と同じ戸籍に入っていれば、全部事項証明書に亡くなられた方が記載されます。</p>	<p>① 450円 → 220円</p> <p>② 300円 → 150円</p>
				本籍地												
		区内	区外													
住所	区内	○ 請求可能	× 本籍地に確認													
	区外	▲ 利用登録が必要 ※1	× 本籍地に確認													
<p>③ 住民票の写し</p> <p>《取得できる方》 足立区民のみ 《取得できる証明書》 請求する方または請求する方と同一世帯のもの</p>		<p>亡くなられた方は記載されません。</p>	<p>300円 → 150円</p>													
<p>④ 印鑑登録証明書</p> <p>《取得できる方》 足立区で印鑑登録している方 《取得できる証明書》 請求する方のもの</p>			<p>300円 → 150円</p>													
<p>⑤ 特別区民税・都民税課税・森林環境 課税（非課税）証明書 ⑥ 特別区民税・都民税・森林環境税 納税証明書 ※2</p> <p>《取得できる方》 足立区民のみ 《取得できる証明書》 直近5年度分の請求する方のもの ただし、足立区が課税者であるもの</p>		<p>亡くなられた方のものは取得できません。</p>	<p>300円 → 150円</p>													

資料4：コンビニ等での各種証明書取得サービス

■戸籍に関する注意事項

- ※1 ○死亡届出後は、データに記載するため、一定期間は証明書発行ができません。
亡くなられた方を含む戸籍全部事項証明書および戸籍の附票の写しが発行できるようになるまで、おおよそ次の期間がかかります。

- ・足立区に死亡届を出した場合 → 1週間程度
- ・他の区市町村に死亡届を出した場合 → 2週間程度

■特別区民税・都民税・森林環境税の課税証明書（または納税証明書）に関する注意事項

- ※2 ○証明書は、必要な年度の住民税が足立区で課税（非課税）決定されている場合に発行できます。他の区市町村で決定されている年度分は発行できません。
- 課税・納税証明書ともに、必要年度の前年1月1日から12月31日までの収入・所得および控除内容が全て記載された証明書になります。
- 納税証明書については、非課税の場合および納期限を過ぎた未納がある場合は、発行できません。納期限前に納めている場合でもシステム上の確認ができない期間（納付から10日前後）は、発行できません。

(3) お知らせ

利用時間	午前6時30分から午後11時まで (12月29日から翌1月3日まで、およびシステムメンテナンス時を除く)
利用できるコンビニエンスストア等	○全国のセブン-イレブン、ローソン（ローソンストア100を除く）、ファミリーマート、ミニストップ、イオン（店舗の営業時間内に限る） ※ただし、いずれもマルチコピー機設置店に限る ○足立区役所戸籍住民課（窓口の開庁時間内に限る）
問い合わせ先	①戸籍証明書（戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書）、 ②戸籍の附票の写し ○戸籍住民課戸籍証明係 ☎ 03-3880-5722 FAX 03-3880-5603 ③住民票の写し ④印鑑登録証明書 ○戸籍住民課住民記録係 ☎ 03-3880-5724 FAX 03-3880-5664 ⑤特別区民税・都民税課税・森林環境税課税（非課税）証明書 ⑥ // 納税証明書 ○課税課課税第一～三係 ☎ 03-3880-5231、03-3880-5232 03-3880-5418 FAX 03-5681-7665

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

「おくやみ
ハンドブック」
限定 無料
相談料

相続した底地・借地

どうすればいいかわからない、...

『借地と底地の お悩み相談窓口』

こんなお悩み
ありませんか？

- ✓ 相続した底地や借地の手続きどうしたらいい？
- ✓ 相続した不動産、手放すか活かすか困惑
- ✓ 底地や借地の問題を家族に引き継ぎたくない
- ✓ 権利関係が複雑で何から手をつけていいか、...



売却・買取・交渉に加え、問題解決と
資産価値向上まで徹底サポートします

<地主・借地権者との交渉もスムーズに>

「おくやみハンドブック」見たと伝えてください！
初回相談料が無料になります

03-5830-7600

<https://lp1.you-rec.co.jp>



専用サイト

(株)ユー不動産コンサルタント

台東区上野 7-3-9-512

JR山手線「上野駅」徒歩1分

東京都知事(3)第94129号



葬儀はもちろん、葬儀後も

葬儀のトータルサポート

は日本典礼にお任せください

ご法要のサポート

お仏壇・お位牌について

霊園・墓石・永代供養
について

弔事用の引出物・返礼品
について

遺品整理について



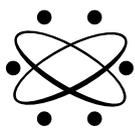
葬儀を終えて何をしたら良いか分からない。

いろいろなお悩みにお応えします。

まずはお気軽にご相談ください



偲ぶ心を「かたち」に…
小さな家族葬



株式
会社

日本典礼®

東京都足立区谷在家2-1-16



0120-210-500

24時間
年中無休

<https://www.nihontenrei.jp>



この町のお抱え工務店

ご家族の想いをつなぐお住まいへ

介護

内外装

水廻り

フル
リノベーション

雨もり

解体

相談・見積 **¥0**



東洋堂ハウスSP

東京都知事許可(般-2)第144283号



一般社団法人リノベーション協議会
当社は上記団体の会員です

本社・足立支店 **03-5849-3090** 足立区東綾瀬 1-24-13
東洋堂ハウスSP第1ビル

北千住支店 **03-6806-2981** 足立区千住龍田町10-9

相続税の申告でお悩みございませんか? 相続専門税理士にお任せ下さい!!



このようなお悩み増えています

- ① 相続税はどれくらいかかるの?
- ② 相続税の申告はいつまでに、何をすればいいの?
- ③ 相続した遺産の活用方法が分からない...

遺産の確認をします。
まずはご相談ください!!!

申告はもちろん、相続税の試算や
今後の相続対策も対応します!!



北千住駅徒歩1分

初回相談料**無料**



東京相続不動産会計

福田隆史税理士事務所 登録番号: 148484

〒120-0034 足立区千住 2-22 YKビル202

✉ info.tsfk2012@gmail.com

03-5284-9664

平日 10:00 ~ 18:00
事前予約で土・日も対応可能

相続手続をフルサポート

相続に関する手続や必要書類の身近な相談窓口です。

遺産分割
協議書

金融機関等の
相続手続

遺品の
整理・処分

提携している**司法書士、税理士、弁護士、宅地建物取引業者、不用品回収業者等と連携し、相続についてのすべてをお手伝い**します。

行政書士ナライ事務所

行政書士登録番号：第13081996号



☎03-5681-3562

足立区弘道一丁目30番3号（五反野駅徒歩7分）
営業時間 10:00～18:00（日・祝定休）

<https://narai-office.com>

何から手を付けて良いのか分からない。 相続不動産のお悩み、お聞かせください。

リフォーム・解体・売却・賃貸など、建築も不動産もプロがサポートします。
ご希望を伺い、あらゆる選択肢をご提案いたします。当社紹介の**司法書士・弁護士・税理士との連携も可能**です。
各種相談・見積もりは**無料**です！

古い建物で資料が
どこにも見当たらない。

遺品整理から工事、賃貸・売買まで
窓口1つで全国ご相談にのります。

家具や荷物なども
そのまま、**遺品整理**も
お願いしたい。

相続登記が義務化
されたと言うけれど、
誰に相談したら良いの？



家族が大切にしていた
家を手放したくない。



CENTURY 21

関建設



本誌を見てご来店の方にはQUOカード
500円分をプレゼント！

対象期間2025年4月～2026年8月末まで

TEL 03-5686-2100

営業時間：平日9時～18時（建築：日祝・不動産：水を除く）
※センチュリー21の加盟店は、すべて独立・自営です。

運営：株式会社関建設
住所：足立区保木間4丁目50-11
MAIL: info@seki-ken.info
URL: <https://www.sekikensetsu.com/>



一級建築士事務所：東京都知事登録 第64533号 特定建設業：東京都知事許可(特-6)第74229号（建築・土木・大工・とび土工・鋼構造物・解体・舗装・内装）
一般建設業：東京都知事許可(般-6)第74229号（塗装・防水） 宅地建物取引業：国土交通大臣(2)第9609号

相続不動産でお困りな方はお気軽にご相談ください。

相続不動産に関する様々な課題に対して、皆様方のご要望にお応えして参ります！

不動産のご売却

不動産の賃貸

室内リフォーム

土地・中古戸建ての買取り致します

中古マンション買取り致します

株式会社EBAなら相続不動産を直接買取り致します。

直接買取りの場合は仲介手数料不要となり、短期間でスムーズに売却出来ます。

(案件によっては、直接買取り出来ない場合があります。)

株式会社EBA 03-5284-5918

〒120-0034 東京都足立区千住 1 丁目 4-1 東京芸術センター 1812 号

FAX 番号：03-6745-9254 MAIL：eba@cube.ocn.ne.jp

URL：https://www.zennichi.net/m/eba/index.asp

東京都知事免許 (4) 90156

営業時間 (定休日)：10:00～19:00 (定休日：水曜日)

HPはこちら



足立とねり法律会計事務所

相続手続

相続税
申告

遺産分割

相続
トラブル

弁護士及び税理士が在籍し、
司法書士とも連携しており、
相続問題を一括で解決できます。
まずは無料でご相談ください。

初回
相談料無料

※土日祝も
有料で予約可



▼詳しくはHP、もしくはお電話で

<https://adatone.com/>

足立とねり法律会計事務所 検索

足立とねり法律会計事務所

安藤裕通 (第二東京弁護士会)

〒121-0831 東京都足立区舎人 2-20-17

03-3857-6600

営業時間

平日
9:00-17:00

見沼代親水公園駅より
徒歩1分



保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々 **2,500**円 で **100**万円 保障 //

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと **[相談無料]**

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

所在地: 812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号
電話: 092-474-4444
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでの
お申し込みは
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。 ◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。 ◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。 ◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少短-資料-2409-001

お近くの霊園のご案内です

足立メモリアルガーデン・浄光寺墓苑 宗旨・宗教 不問

樹木葬 ガーデニング型

心を込めて作り上げた花壇の下で、季節の花々と共に眠る、
合葬ではない 新しいタイプの葬送方法です。



ニーズに合わせた、
**話題の
樹木葬!**

こんな
方に
おすすめ

- ◆美しい花々に囲まれて眠りたい方
- ◆お墓の費用をなるべくおさえない方
- ◆後継者がおらずお墓の管理や維持費などが心配な方

※写真はイメージです。

3つの
おすすめ
プラン

お骨をお持ちの方限定
埋葬から
5年経過後合祀するプラン

1名様
総額 **26万円**

生前購入可能
7回忌で土に還るプラン

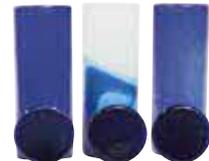
1名様
総額 **36.5万円**

生前購入可能
13回忌で土に還るプラン

1名様
総額 **47万円**

※埋葬料・維持費
(管理料)等は
かかりません。

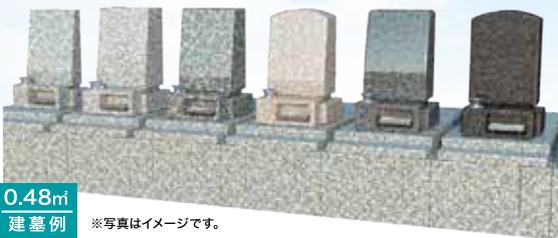
樹木葬にもローンのご利用が可能になりました。



職人による手作りの琉球ガラス村製骨壺に
移し、個別に埋葬いたします。

新区画 先着順受付

数に限りがございますのでお早めにご来場ください。



0.48m
建建例 ※写真はイメージです。

詳しくは
現地スタッフまで
お問い合わせ
ください。

2つの
タイプから
選べる

一般墓地

ご家族で永代に渡り継承できるお墓です。管理費を支払うことで永続的に使用することができます。

こんな方におすすめ

- ◆「我が家のお墓」で、ゆったりと手を合わせたい方。
- ◆先祖の供養を永代に渡り自分たちで行いたい方。

有期限墓地 永代供養付

期限を決め、お客様のお墓として墓石を建立するので、「我が家のお墓」として、手厚くしっかりと供養をすることができます。
『墓じまい』が付いた、今までにないご安心のお墓です。

こんな方におすすめ

- ◆後継者が居らずお墓の管理が心配な方。また、子どもやその次の世代にお墓の負担をかけたくないと考える方
- ◆「合葬墓にしたいが、すぐに入れるのは抵抗がある」など、期限を決めて手厚くお墓参りがしたい方

電車でお越しの方
日暮里・舎人ライナー
「舎人駅」より徒歩5分。



浄光寺墓苑概要 ■所在地/東京都足立区古千谷本町2-12-10 ■許可番号/30足保生生収第75号 ■許可年月日/昭和26年4月3日 ■経営主体/宗教法人 浄光寺

ハートフルコミュニケーション

墓所・墓石

●お問い合わせはお気軽にどうぞ 携帯電話からもかけられます。



株式会社 江戸市

千葉県松戸市日暮7丁目456番地 TEL.047-386-1001(代)

0120-38-1001

HPアドレス <http://www.edoya.net> 受付時間/9:00~17:00

発行 足立区戸籍住民課

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2025年4月